

平成31年度(2019年度)からの3か年

東社協 中期計画

—東京の多様性を活かした「地域共生社会づくり」の推進—



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

つなげる笑顔のかけ橋

はじめに

このたび、東京都社会福祉協議会(以下、東社協)では、平成31年度(2019年度)からの新たな3か年における『東社協中期計画』を策定しました。同計画は、平成28年3月に策定した『平成28～30年度 東社協中期計画』の成果をふまえ、それに続く3年間にその取組みをさらに発展させるものです。

平成31年度(2019年度)からの新たな3か年。その中間年には、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催も予定されており、また、社会全体が大きく動いています。そうした中、新たな中期計画には、次の3つの特徴を位置付けました。

一つめは、共通目標である「地域共生社会」づくりにあたって、「東京の多様性」を活かしていくことです。「多様な地域」が持つ、それぞれの地域特性を大切にしながら、東京らしく「多様な価値観を認め合い」、そして、東京らしく「多様な主体が活躍する」ことによって“地域共生社会づくり”を推進します。

二つめは、「福祉人材対策」「災害対応」に引き続き重点的に取り組むとともに、6つの重点目標を設定したことです。そして、重点目標の達成をめざし、全ての事業に新たな3か年をめざす「中期目標」を設定しています。そのうえで、事業間の連携を活かして重点目標を達成するため、重点目標ごとに「協働推進事業」を設定しました。したがって、この中期計画は、東社協に参加する全てのネットワークによる全ての事業が取組むことの積み重ねであり、それをマネジメントするものでもあります。

三つめは、将来にわたって安定的に東社協の基本的な役割を発揮していくべく、引き続き東社協法人基盤の強化に取り組むことです。東社協らしい役割を果たせる人材の育成、マネジメント力の向上、ネットワークの充実・強化などに取り組んでいきます。

最後に、本計画の推進にあたっては、会員の皆さんをはじめとした幅広い関係者によるご理解とご協力が不可欠です。「東京の多様性」を活かした“地域共生社会づくり”に向けて皆様とともに積極的な取組みをすすめてまいりますので、よろしく願いいたします。

平成31年(2019年)3月

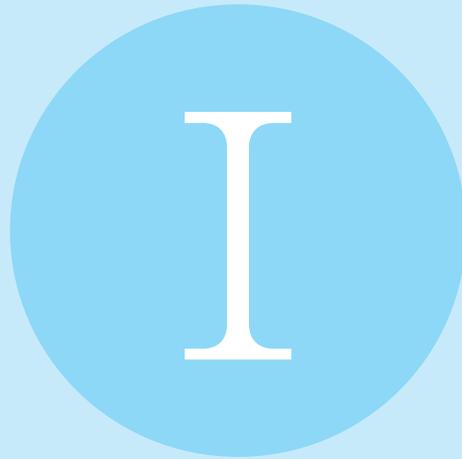
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
会長 青山 侑

目 次

I	平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって …	1
1	『平成28～30年度 東社協中期計画』の総括	2
2	新たな3年間をめぐる情勢	4
II	めざすべき地域社会の姿と東社協の役割	5
1	めざすべき地域社会の姿	6
2	東社協の5つの基本的な役割	8
III	共通目標と重点目標・協働推進事業	11
	【平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画 総括表】	12
1	共通目標	14
2	重点目標・協働推進事業	15
	(1)関係機関が協働する包括的な支援体制による権利擁護と自立生活支援の推進	15
	(2)質と多様性の好循環をめざした持続可能な福祉人材の 確保、育成、定着の推進	16
	(3)社会福祉法人による地域公益活動の推進と 法人・事業所の多様な状況をふまえた経営支援の強化	16
	(4)地域生活課題に対応するための「地域づくりをすすめるコーディネーター」を 中心とした地域づくりと幅広い市民参加・協働の推進	17
	(5)東京の特性に応じた「災害に強い福祉」と 多様な団体との協働による災害対応の推進	18
	(6)福祉課題とそれに対応する実践の可視化と 身近な地域における情報発信の強化	18
IV	部室の中期目標と全ての事業における中期目標	21
1	部室の中期目標	22
	(1)総務部	22
	(2)福祉部	23
	(3)地域福祉部	23
	(4)福祉資金部	23
	(5)福祉振興部	23
	(6)民生児童委員部	24

(7)東京ボランティア・市民活動センター	24
(8)東京都福祉人材センター 人材情報室	24
(9)東京都福祉人材センター 人材対策推進室	24
(10)東京都福祉人材センター 研修室	25
(11)福祉サービス運営適正化委員会事務局	25
【平成31年度(2019年度)からの中期計画 部室の中期目標一覧】	26
2 全ての事業における中期目標とその展開方策	28
i 安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進	28
1 地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)	28
2 成年後見制度活用促進の支援	28
3 福祉サービスの苦情対応	28
4 生活福祉資金貸付事業	28
5 受験生チャレンジ支援貸付事業等貸付事業	28
6 児童養護施設退所者等への自立生活支援	30
7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	30
8 児童の自立促進に関わる事業	30
9 多重債務者生活再生事業の基金の管理・運用および運営費助成	30
10 東日本大震災による都内避難者への支援	30
ii 福祉水準の向上を支える基盤の強化	32
1 福祉施設経営指導事業(経営相談)	32
2 経営支援	32
3 各種損害保険の案内	32
4 東京都福祉人材センター	
(1)福祉人材情報事業	32
(2)福祉人材対策推進事業	34
(3)研修事業	34
5 資格取得支援事業	36
6 東京善意銀行	36
7 福利厚生事業	36
(1)従事者共済会	36
(2)福利厚生センター東京事務局	36
iii ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進	38
1 ネットワークの拡大と構築	38
2 分野別、課題別、テーマ別の活動の推進	38
(1)施設部会連絡会等	38
(2)東京都地域公益活動推進協議会	38

(3)東京都災害福祉広域支援ネットワークの推進	38
3 業種別部会の活動推進	38
(1)区市町村社会福祉協議会部会	38
(2)高齢関係部会	38
(3)児童・障害関係部会	40
(4)社会福祉法人経営者協議会	40
(5)住民参加型たすけあい活動部会	40
(6)民間助成団体部会	40
4 東京都民生児童委員連合会	40
5 東京ボランティア・市民活動センター	42
6 東京善意銀行	44
iv 地域の取組みの支援と普及	46
1 区市町村社会福祉協議会との協働	46
2 地域づくりをすすめるコーディネーターの養成	46
3 多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進事業	46
4 地域(区市町村圏域)における社会福祉法人の地域公益活動の推進・支援	46
v 情報発信と提言	48
1 調査研究	48
2 戦略的広報事業	48
3 インターネットを活用した情報発信	48
4 福祉広報	48
5 出版事業	48
6 地域福祉推進委員会	48
vi 東社協法人基盤の強化	50
1 東社協法人基盤の強化	50
3 東社協の法人基盤の強化に向けて	52
(1)東社協の基本的な役割と機能に基づく求められる職員像	52
(2)災害発生時における東社協の事業展開	54
4 計画の推進評価	56
資料編	57
1 平成28～30年度 東社協中期計画における重点事業の成果	58
2 平成28～30年度 東社協中期計画における法人基盤の強化	62
3 平成31年度(2019年度)からの3か年 東社協中期計画における 「めざすべき地域社会の姿と東社協の基本的な役割」	64
4 東社協におけるこれまでの中期計画	66



平成31年度(2019年度)からの 東社協中期計画の策定にあたって

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

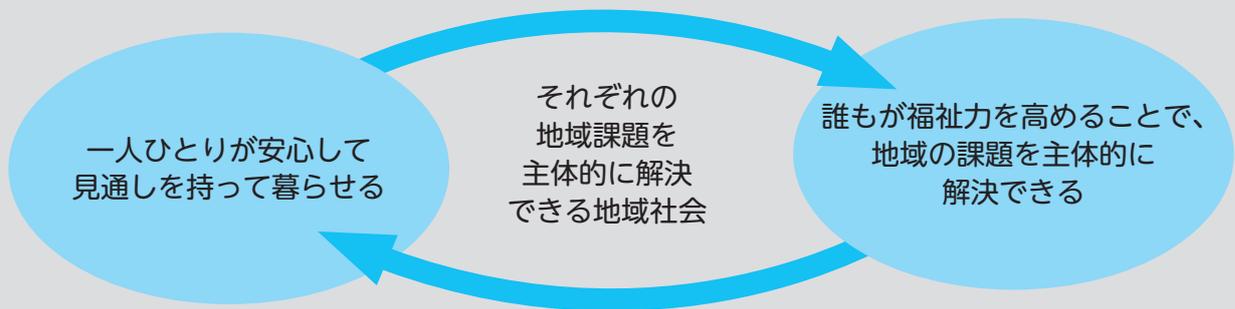
1 『平成28～30年度 東社協中期計画』の総括

『平成28～30年度 東社協中期計画』では、次の3つの特徴を打ち出し、その実現に向けた取組みをすすめました。

特徴①

「めざすべき地域社会の姿」を設定のうえ、
「地域の課題解決力を高める」をめざした計画

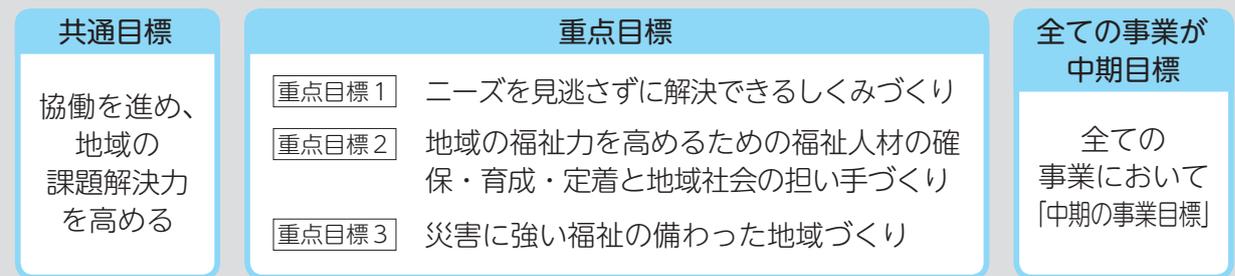
「めざすべき地域社会の姿」を設定し、都道府県圏域の社協として東社協は、「5つの基本的な役割」（①安心安全と自立生活支援の推進、②福祉水準の向上と幅広い参加の促進、③ネットワークの構築と協働、④地域の取組みの支援と普及、⑤情報発信と提言）を発揮しながら、めざすべき地域社会の実現への取組みを多様な主体の協働により推進することとしました。



特徴②

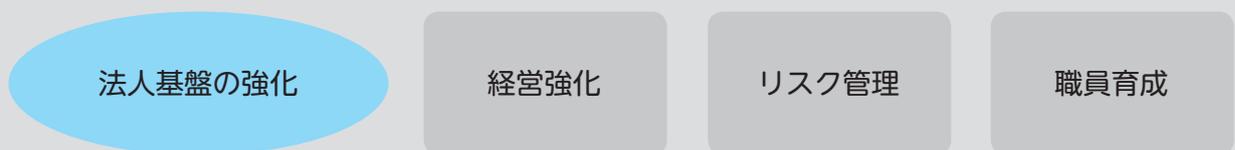
共通目標・重点目標をもとに「全事業に中期目標」を設定のうえ、
全事業の取組みを通じて共通目標・重点目標の達成をめざした計画

共通目標に「協働を進め、地域の課題解決力を高める」、重点目標に「ニーズを見逃さず支援に」「福祉人材対策と地域の担い手」「災害に強い福祉」を掲げるとともに、全事業に中期目標を設定しました。



特徴③

事業に関わる重点目標とともに、
「東社協の法人基盤の強化」をめざした計画



※平成28～30年度東社協中期計画の重点目標ごとの達成状況は、資料編に掲載しています(58頁)。

平成28～30年度 中期計画の総括

- (1) 計画期間中に社会福祉の法改正があり、「地域共生社会の実現」をめざす動向が新たに生まれましたが、その方向性は中期計画とおおむね一致しています。
- (2) 「基本的な役割」を5つに絞り込み明確にできましたが、例えば、一つの役割に合わせた「福祉水準の向上」と「幅広い参加の促進」はそれぞれ重要なので改めて分けるなど整理が必要です。
- (3) 中期計画の取組みの成果が「具体的」に「地域の課題解決力を高めることへ」一層つながることが必要です。

- (1) 「重点目標を共有する部室が連携した取組み」を行いました。例えば、業種を横断した福祉人材確保・育成・定着に関する調査を実施し、その結果をふまえた取組みをそれぞれの事業で実施するなど一定程度の協働がすすみました。
- (2) 東社協のネットワークの協働をより一層活かしていくため、「それぞれの取組みを一層可視化することが重要」です。

- (1) 組織に期待される役割を発揮するための「あるべき職員像」とそれをふまえた職員育成の強化の検討をすすめました。
- (2) 法人基盤の強化を「検討」から「具体的な実行」へとステージをすすめる必要があります。

平成31年度(2019年度)からの 3か年中期計画の方向性

1 東社協地域福祉推進委員会による検討をふまえ、「東京の多様性を活かした地域共生社会づくり」に取り組めます。

2 第6次中期計画に引き続き、「福祉人材対策」「災害対応」に重点的に取り組めます。さらに、全事業に中期目標を設定し、地域の課題解決力を高めていくために、

- ① 事業者の多様な状況をふまえた経営支援
- ② 地域づくりをすすめるコーディネーターを中心とした地域共生社会づくり
- ③ 民生委員や社会福祉法人の地域公益ネットワーク、企業やNPOとの協働
- ④ 地域や事業所による人材育成
- ⑤ 福祉内外の多領域との連携や融合 をすすめます。

3 東社協の法人基盤を強化するため、「より一層役割を発揮できる職員育成」「ネットワークの構築・活用」「自主財源の強化」に取り組めます。また、積極的な役割を果たすため、既存事業の見直し、再構築をすすめます。

2 新たな3年間をめぐる情勢

2019年度

2020年度

2021年度

新たな東社協中期計画の計画期間にあたる平成31年度(2019年度)からの3年間には、以下のような情勢をふまえることが必要となっています。

(1) 「地域共生社会」の実現と区市町村地域福祉計画

「地域共生社会」の実現が当面の施策テーマとなっています。また、これからの3年間は、東京都地域福祉支援計画をふまえ、区市町村において「地域福祉計画」の策定・見直しがすすむ期間となります。区市町村社協の「地域福祉活動計画」もそれに対応した取組みが求められます。

(2) 「地域生活課題」の解決のための連携

平成29年の社会福祉法改正では、保健医療、住まい、就労、教育、孤立、参加の機会の確保など、福祉・介護に限らない多様な「地域生活課題」を地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が関係機関と連携し、その解決を図ることを求めています。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック

新たな中期計画の中間年には東京2020オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、ボランティア活動のすそ野の広がり、そして、その後の地域社会のあり方を見据えていく必要があります。また、東京パラリンピックは、障害福祉をはじめとする「福祉」への理解を広げる機会になることにも活かしていく必要があります。

(4) 東京における人口構造の変化の特性をふまえた対応

国では人口減少社会に対する対応が取組まれる一方、東京都の人口予測の推計では、2025年までは自然減を社会増が上回り人口増加が続くと見込まれています。一方、東京では1世帯あたりの人数が非常に小さいなどの特性もあり、社会増が多いにせよいずれは自然減が上回ることが予測されています。こうした東京における人口構造の特性をふまえた取組みが必要となります。

(5) 新たに多様な福祉人材を活用していく施策動向

潜在する有資格者の掘り起こしとともに、次世代や他の業界からの転職者、また、外国人による介護人材などの新たな施策動向にも対応した福祉人材・確保・育成の取組みが求められています。



めざすべき地域社会の姿と 東社協の基本的な役割

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

1 めざすべき地域社会の姿

『平成28～30年度 東社協中期計画』では、都道府県圏域の社協としての東社協は、それぞれの地域特性に応じて幅広い参加と協働によって誰もが「安心な暮らし」に見通しをもつことができるような地域社会の実現をめざすこととし、それを「それぞれの地域課題を主体的に解決できる地域社会」としました。

一方、同計画の期間中に、社会福祉法の改正をはじめとした「地域共生社会の実現」をめざす施策動向があり、東社協地域福祉推進委員会では、平成29年度に「地域福祉推進検討ワーキング」を設置し、2か年にわたり「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方について」の提言を検討しました。その検討をふまえると、「めざすべき地域社会」そのものは、画一的なものではなく、むしろ、地域の特性に応じるとともに、さまざまな主体が活動する東京らしい「多様性」を活かした地域共生社会づくりをすすめていくことが重要となっています。地域の特性に応じるといふことは、新しいしくみをつくるだけでなく、地域にすでにある活動の継続を支えていく視点も重要になります。

そこで、平成31年度(2019年度)からの新たな3年間では『東社協中期計画』における「めざすべき地域社会の姿」を以下により設定することとします。また、その具体的な5つの地域社会の姿は、平成28～30年度中期計画で検討した右ページの姿を引き続きめざすものとします。

平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画における「めざすべき地域社会の姿」

東京の多様性を活かし、
それぞれの地域生活課題を
主体的に解決できる地域共生社会

一人ひとりが安心して
見通しを持って暮らせる

それぞれの
地域課題を
主体的に解決
できる地域社会

誰もが福祉力を高めることで、
地域の課題を主体的に
解決できる

1 東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会

世帯規模も小さく、さまざまな人が暮らす東京では既存の制度で対応できないニーズが生じやすくなっています。東社協は、既存の制度の枠組みに捉われず幅広い参加を得ながら「東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会」の実現をめざします。

2 誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会

個別支援を通じて把握される課題は、分野を超えてライフステージを縦断する課題であることも少なくありません。東社協は、個別支援と幅広い協働による地域づくりがつながり、課題を解決したり、その発生を未然に防ぐことにより「誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会」の実現をめざします。

3 一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安全と安心を高め続ける地域社会

日常生活を営む中で基本的な権利として当然認められるべきことが行使できない方やさまざまな事情により生きづらさを抱えて暮らしていることが少なくありません。そうした課題は、近年では例えば、LGBTQ（性的少数者）などの存在も知られるようになってきています。また、災害や生活困窮、高齢者・障害者・子どもなどへの虐待、夫婦間や恋人間などの暴力等は、安心な暮らしを妨げます。東社協では、地域社会における幅広い協働により「一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安全と安心を高め続ける地域社会」の実現をめざします。

4 専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域社会

福祉基盤を強固なものとしていくためには、福祉人材がいきいきと活躍するとともに、社会福祉法人が地域のニーズに対応する存在として専門性を発揮し、企業やNPOなどのさまざまな多様な主体や民生児童委員が活動しやすく、また、地域住民が主体的に支え合う活動が望まれます。東社協は、こうした活動が主体的につながりあい、「専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域社会」の実現をめざします。

5 それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会

それぞれの地域にあるニーズと社会資源の特性をふまえて、課題の解決のために必要な取組みを新たに作っていくことが求められます。東社協は、地域における幅広い参加と協働を通じて「それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会」の実現をめざします。

2 東社協の5つの基本的な役割

平成28～30年度 東社協中期計画では、「めざすべき地域社会」を実現していくため、東社協の「5つの基本的な役割」を設定しました。これは、東社協を構成するネットワークの協働をさらに一層すすめる観点から、これまでも事業計画の柱立てとして掲げてきた役割を組み合わせ、5つに再整理したものです。

平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画では、これら5つの基本的な役割を引き続き発揮していきますが、右の2点について必要な修正を行うこととします。

1

安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進

…都民の安全・安心を高め、
権利擁護と自立生活の支援を推進する役割

大都市の特性をふまえ、災害や孤立、虐待、生活困窮などの生きづらさに対応して権利擁護、自立生活をめざす取組みを推進するとともに、そのリスクを未然に防ぐ取組みを推進する役割を担います。

2

福祉水準の向上を支える基盤の強化

…福祉水準の向上を支えるための
経営基盤や人的な基盤の強化をすすめる役割

東京の福祉基盤を強固なものとするべく、福祉を担う法人、施設・事業者、団体への経営支援と担い手となる人材の確保と育成に努める役割を担います。

平成31年度(2019年度)からの3か年 東社協中期計画

東社協らしさを発揮するための 「5つの基本的な役割」

「基本的な役割」の一部修正

修正(1) 基本的な役割①の中に、「権利擁護」を明確に位置付ける。

修正(2) 従来、基本的な役割②を「福祉水準の向上と幅広い参加の促進」と2つを合わせたものとしていた。福祉人材対策や事業所支援の強化は引き続き重要なテーマであり、「幅広い参加の促進」もネットワークを通じて取組んでいくことが必要となる。そのため、2つを改めて分けて基本的な役割②を「福祉水準の向上を支える基盤の強化」、基本的な役割③を「ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進」とする。

3

ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進

…幅広く多様なネットワークを構築するとともに、
その協働をすすめる役割

幅広く多様なネットワークを構築するとともに、ネットワーク同士による課題を解決するための協働をすすめる役割を担います。

4

地域の取組みの支援と普及

…区市町村社協等と協働し、各地域の取組みを推進する役割

地域におけるさまざまな展開を区市町村社協等と協働して推進することを基本に、各地域における取組みを推進し、また、その取組みを広げる役割を担います。

5

情報発信と提言

…東京の福祉課題の実態を把握して、その解決策を提案し、
解決に向けた動きを構築する役割

幅広いネットワークとの協働を活かして、東京の福祉課題の実態を把握してその解決策を提案し、解決に向けた動きを構築する役割を担います。



共通目標と重点目標・ 協働推進事業

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

【平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画 総括表】

平成31年度(2019年度)からの中期計画では、新たな3か年にめざす「共通目標」と「重点目標」を設定し、全ての事業の取組みを通じてその実現をめざすこととします。

〈めざすべき地域社会の姿〉

東京の多様性を活かし、それぞれの地域生活課題を主体的に解決できる地域共生社会

5つの基本的な役割

1 安全・安心と権利擁護、
自立生活支援の推進

2 福祉水準の向上を支える
基盤の強化

3 ネットワークの構築・
協働と幅広い参加の促進

4 地域の取組みの
支援と普及

5 情報発信と提言

共通目標

東京の多様性を活かした
“地域共生社会づくり”の推進



東社協法人基盤の強化

1 東社協の役割を果たせる
人材の育成・活用

2 マネジメント力を高める
組織運営基盤・方法の確立

3 東社協の機能強化に向けた
ネットワークの充実・拡大

重点目標

1 関係機関が協働する包括的な支援体制による権利擁護と自立生活支援の推進

2 質と多様性の好循環をめざした持続可能な福祉人材の確保、育成、定着の推進

3 社会福祉法人による地域公益活動の推進と法人・事業所の多様な状況をふまえた経営支援の強化

4 地域生活課題に対応するための「地域づくりをすすめるコーディネーター」を中心とした地域づくりと幅広い市民参加・協働の推進

5 東京の特性に応じた「災害に強い福祉」と多様な団体との協働による災害対応の推進

6 福祉課題とそれに対応する実践の可視化と身近な地域における情報発信の強化

協働推進事業

※全事業の取組みを通じて新たな課題の解決を具体的にすすめる際には、下記に限らず、必要に応じて新たな協働推進事業を設定します。

- (1)生活困窮者自立支援制度と社協事業等との連携(福祉資金部・地域福祉部・福祉部・総務部)
- (2)「意思決定支援」に関わる福祉職員の資質の向上の取組み(地域福祉部・福祉部)

- (1)福祉人材の確保、育成、定着の推進プロジェクト(福祉部・人材情報室・人材対策推進室・研修室・総務部・福祉振興部)
 - ①質の高い福祉人材の育成・定着をめざした事業所支援、区市町村圏域における取組みの支援
 - ②施設部会と福祉人材センターならびに関係機関が連携した福祉人材の確保、育成、定着
 - ③新たな層における福祉人材対策への支援

- (1)地域づくりをすすめるコーディネーターの育成と活動の推進、市町村ボランティアセンター活動の推進(地域福祉部・福祉部・民生児童委員部・TVAC)
- (2)東京都地域公益活動推進協議会の取組みの推進と社会福祉法人の区市町村ネットワークによる事業の推進(地域福祉部・福祉部)
- (3)地域福祉推進委員会ワーキング(地域福祉部・福祉部・福祉資金部・民生児童委員部・TVAC・総務部)

- (1)東京都災害福祉広域調整センターと東京都災害ボランティアセンター、局内災害対応との連携(福祉部・TVAC・総務部)
- (2)東京の特性に応じた「災害に強い福祉」推進事業(福祉部・TVAC・総務部)

- (1)戦略的広報事業
 - ①福祉の魅力可視化プロジェクト(福祉部・人材対策推進室・TVAC・総務部)
 - ②身近な地域における情報発信力向上の支援(福祉部・総務部)
 - ③ふくし実践事例ポータルサイトを活用した情報発信の強化(全部室)

- ①求められる職員像をふまえた育成プログラム等の構築
- ②今後の組織運営、事業推進を担っていく職員育成

- ①総合企画委員会と地域福祉推進委員会の連携の強化
- ②情報セキュリティとBCPの構築、ガバナンスの強化と自主財源確保等

- ①会員組織と事業推進を通じたネットワークの強化
- ②今後の東社協組織の方向性の検討

へ全部室・全事業における中期目標

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 全部室の中期目標と全事業における中期目標

資料編

1 共通目標

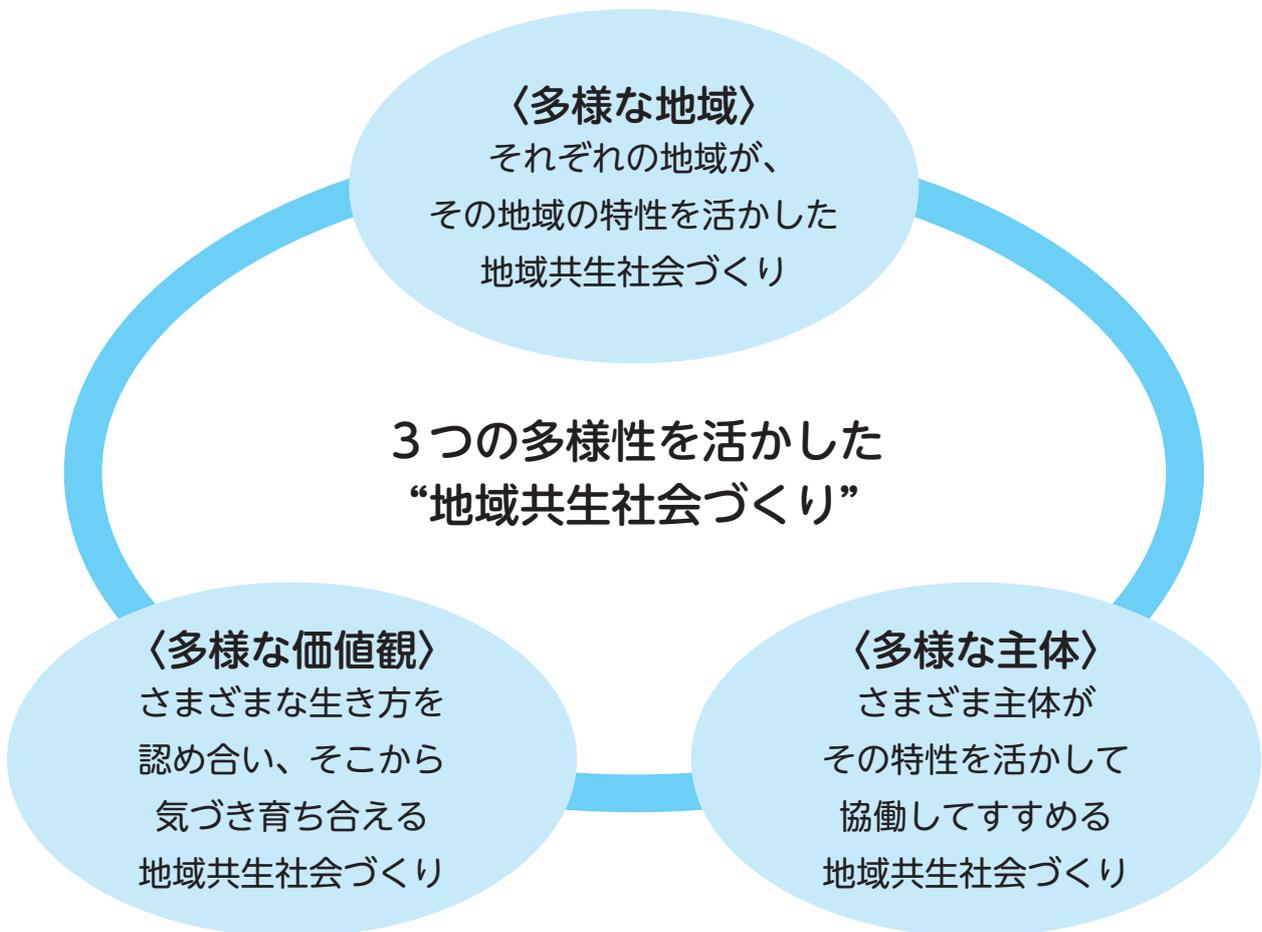
東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進

『平成31年度(2019年度)からの3か年 東社協中期計画』では、その共通目標を「東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進」とします。

新たな3か年には、「多様な地域」であるそれぞれの地域がその特性に応じた「地域共生社会」を「つくっていく」にあたって、東京らしく「多様な価値観を認め合う」、東京らしく「多様な主体が活躍する」ことを大切にしていきます。

「多様な価値観」を認め合うこと……さまざまな事情から生きづらさを抱えて暮らしていることも少なくありません。そうした中、多様な生き方を認め合い、そこから気づき育ち合えることが大切になります。

「多様な主体」が活躍すること……社会福祉法人、民生児童委員、NPO、企業といった活動主体もあれば、「受け手」と「支え手」といった関係を超えたさまざまな人たちの参加も考えられます。



2 重点目標・協働推進事業

1の共通目標のもとに、以下の6つの重点目標を設定します。

また、各事業が重点目標の達成をめざすうえで、複数の事業間の協働による取り組みが必要なものについては、重点目標ごとに「協働推進事業」として設定しました。

重点目標1

関係機関が協働する包括的な支援体制による 権利擁護と自立生活支援の推進

一人ひとりが安心して見通しをもって暮らせるためには、それぞれの機関がその支援に努めることはもとより、多様な地域生活課題に対応するべく、福祉の枠組みも超えた多領域の機関が連携していくことが求められています。また、近年は、障害のある人や認知症高齢者への支援プロセスにおける「意思決定支援」が重要とされています。厚生労働省が平成29年3月には「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」、平成30年7月に「認知症高齢者の意思決定支援ガイドライン」をそれぞれ示しています。

そうした中、中期計画では、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携、生活福祉資金貸付事業、地域福祉活動と生活困窮者自立支援制度の連携、居住支援などをはじめ、地域において権利擁護や自立支援の事業を通じた課題を関係機関との協働により解決していくことを推進します。また、意思決定支援にかかる事業において、福祉職員の資質の向上の取り組みを推進します。そして、平成30年度には東京都において「障害者差別解消条例」や「子供への虐待の防止等に関する条例」を制定する取り組みもすすみました。こうした課題への対応とともに、制度の枠組みを超えた方々へ適切な支援がいかに関わって届くかも課題となっています。

重点目標1にかかると協働推進事業

(1)生活困窮者自立支援制度と社協事業等の連携

(福祉資金部・地域福祉部・福祉部・総務部)

平成30年10月の改正生活困窮者自立支援法の施行もふまえながら、地域における区市町村社協事業や社会福祉法人によるネットワークの取り組みとの連携を各事業において推進します。

(2)「意思決定支援」に関わる福祉職員の資質の向上の取り組み

(地域福祉部・福祉部)

「意思決定支援」のプロセスに関わる福祉職員がその資質を高めることができるよう、必要な情報を提供することをはじめ、関係する事業における取り組みを推進します。

重点目標 2

質と多様性の好循環をめざした 持続可能な福祉人材の確保、育成、定着の推進

福祉人材の確保は依然として危機的な状況が続いており、引き続き極めて重要な課題です。人材の確保がままならなければ、福祉サービスの質はもとより、その提供さえもあやうくなります。そうした中、施策においては、「多様な人材の参入の促進」「介護の仕事に対するイメージの改善」「職場環境改善や生産性の向上への支援」「職員確保等に資する介護報酬等の設定」「キャリアパス構築への支援」「区市町村の特性をふまえた人材対策」などの方向性が示されてきました。

福祉サービスの水準を確固たるものにするためには、「質」「量」の双方が大切になりますが、新たな3か年では、「質」「量」を引き続き重視しつつ、新たな層（次世代、未経験者、外国人介護労働者）など、「多様な人材」が福祉職場で活躍してその成長を実感できる環境づくりをめざします。また、福祉人材対策は広域における取組みとともに、事業所や区市町村域の地域における育成力を高めるための取組みを推進していきます。

重点目標 2 にかかると協働推進事業

(1) 福祉人材の確保、育成、定着の推進プロジェクト

(福祉部・人材情報室・人材対策推進室・研修室・総務部・福祉振興部)

関係部室が連携しながらそれぞれの事業を実施するにあたり、以下の取組みをすすめます。

- ① 質の高い福祉人材の育成・定着をめざした事業所支援、区市町村圏域における取組みの支援
- ② 施設部会と福祉人材センターならびに関係機関が連携した福祉人材の確保、育成、定着
- ③ 新たな層（次世代、未経験者、外国人介護労働者など）における福祉人材対策の推進

重点目標 3

社会福祉法人による地域公益活動の推進と 法人・事業所の多様な状況をふまえた経営支援の強化

個々の法人・施設の実践をより一層可視化しながら、地域の課題解決力の向上につなげていくことが重要です。社会福祉法人の連携による地域公益活動をすすめる「東京都地域公益活動推進協議会」では、平成31年度(2019年度)からの新たな3か年ビジョンを策定しました。同ビジョンでは地域におけるネットワークづくりに対する広域からの支援を一層強化していくこととしています。

また、東京の法人には1法人1施設から広域にわたって総合的に事業展開する法人までがあり、その多様な状況をふまえた経営支援を強化していきます。

重点目標4

地域生活課題に対応するための 「地域づくりをすすめるコーディネーター」を中心とした 地域づくりと幅広い市民参加・協働の推進

東社協地域福祉推進委員会で平成29～30年度に検討した「東京らしい“地域共生社会”づくり」の実現に向けて、都内各地で配置がすすむ地域づくりをすすめるコーディネーター（地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターを含む）の育成支援を着実にすすめるとともに、その活動スタイルと専門性の確立を図ります。また、民生委員や社会福祉法人の地域公益活動を推進するためのネットワーク活動等との連携・協働を推進します。

そして、東京の多様性の一つには、多くの企業が存在するとともに、全国の2割のNPOが東京を拠点に活動している点があります。新たな3か年の中間年に予定される東京オリンピックを機に高まるボランティアの機運のすそ野を広げ、それを地域共生社会づくりへとつなげていくことを推進します。さらに、東京パラリンピックを機会に「障害福祉」をはじめとする「福祉」に対する新たな理解の広がりにつなげていきます。

重点目標3・4にかかる協働推進事業

(1) 地域づくりをすすめるコーディネーターの育成と活動の推進、市町村ボランティアセンター活動の推進(地域福祉部・福祉部・民生児童委員部・TVAC)

地域づくりをすすめるコーディネーター（地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等）の着実な育成支援、専門性の向上をはじめとした地域共生社会づくりを以下によりすすめます。

- 1) 区市町村社協における「地域づくりをすすめるコーディネーター」の配置および活動の促進【人づくり】
- 2) 地域づくりをすすめるコーディネーター、民生児童委員、社会福祉法人をはじめとする関係機関等との連携による地域づくりの推進【ネットワークづくり】
- 3) 地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の策定および計画に裏付けられた活動の支援【しくみづくり】
- 4) 生きづらさを抱え孤立しがちな人を包摂し、共に支える地域社会のあり方に関係する多方面から検討し、その推進方策を明らかにする。

(2) 東京都地域公益活動推進協議会の推進と社会福祉法人の区市町村ネットワークによる事業の推進(地域福祉部・福祉部)

東京都地域公益活動推進協議会の3か年ビジョンに基づく取組みを推進するとともに、区市町村における社会福祉法人による地域ネットワークが地域でニーズを共有して関係者とも協働しながら解決をめざす取組みを推進します。

(3) 地域福祉推進委員会ワーキング

(地域福祉部・福祉部・福祉資金部・民生児童委員部・TVAC・総務部)

平成30年度に地域福祉推進検討ワーキングでまとめた「東京らしい“地域共生社会”づくりのあり方」(報告)をふまえ、今後の重要な取組みテーマを設定のうえ、検討をすすめます。

重点目標 5

東京の特性に応じた「災害に強い福祉」と 多様な団体との協働による災害対応の推進

全国各地で毎年のように発生している災害に備えていくため、東京における災害時のニーズと支援体制の特性をふまえた取組みをすすめていくことが必要です。新たな3か年では、東京都災害ボランティアセンター・アクションプラン推進会議において災害発生時以降の具体的な展開を強化する第2期のアクションプランに基づく取組みを着実にすすめます。

また、平成30年度に会員施設・事業所を対象に実施した「都内福祉施設・事業所における災害時の利用者ならびに地域の高齢者・障害者・子どもたち等への支援に関するアンケート」結果をふまえ、東京の要配慮者のニーズと供給体制の課題に応じた取組みとして、被災状況の把握や人的支援などをはじめとした施設部会連絡会における協働した取組み、東京都災害福祉広域支援ネットワークの具体化と施設部会会員事業所や区市町村社協における災害に備えた取組みを推進します。

重点目標 5 にかかる協働推進事業

(1) 東京都災害福祉広域調整センターと東京都災害ボランティアセンター、 局内災害対応との連携(福祉部・TVAC・総務部)

両センターの取組みを着実にすすめるとともに、特に地域段階における施設と災害ボランティア活動などの具体的な連携につながるよう、さまざまな機会を活かした取組みを推進します。

(2) 東京の特性に応じた「災害に強い福祉」推進事業(総務部・福祉部・TVAC)

東京の特性に応じたニーズの増大に対応した供給力の維持のための方策、情報集約・発信、事業所再開支援などの課題に対応した取組みを推進します。

重点目標 6

福祉課題とそれに対応する実践の可視化と 身近な地域における情報発信の強化

平成31年度(2019年度)からの中期計画では「戦略的広報事業」として「戦略1」：福祉課題や実践方策に関する情報の集約と蓄積、「戦略2」：身近な地域における社協、社会福祉法人・施設による情報発信の強化、「戦略3」：東社協における広報戦略に基づく情報発信体制の強化の3つに取組みます。

地域の課題を解決する実践を可視化することが福祉の魅力の可視化、そして、地域への関心の高まりにつながります。新たな3か年の取組みを通じて、身近な地域で福祉課題とそれに対応する実践をわかりやすく可視化し、理解と参加の促進につなげることを支援します。

重点目標6にかかる協働推進事業

(1) 戦略的広報事業(福祉部・人材対策推進室・TVAC・総務部)

以下の3つにより身近な地域における社協、社会福祉法人・施設による情報発信の強化を通じた福祉の魅力の可視化をすすめるとともに、平成29年度に開設した「ふくし実践事例ポータルサイト」を積極的に活用し、地域の福祉課題に対応する実践事例の蓄積と発信を強化します。

- ①福祉の魅力可視化プロジェクト
- ②身近な地域における情報発信力向上の支援
- ③「ふくし実践事例ポータルサイト」を活用した情報発信の強化

また、事業展開における重点目標に加え、東社協法人基盤の強化として、以下の3つを重点的に取組みます。

東社協法人基盤 の重点目標1

東社協の役割を果たせる人材の育成・活用

東社協職員像(52頁)をふまえた職員の育成をすすめます。また、東社協入職後の人材育成だけでなく、今後の定年退職を見越した人材の育成・活用も念頭に置いた取組みをすすめます。

東社協法人基盤 の重点目標2

マネジメント力を高める組織運営基盤・方法の確立

内部管理体制の確立および災害対策・情報セキュリティの具体的な推進とともに、ガバナンスの強化や自主財源確保、東社協の組織運営を円滑にすすめるうえでの諸課題への対応をすすめます。また、総合企画委員会と地域福祉推進委員会の連携を強化し、横断的な課題への対応力を高めます。

東社協法人基盤 の重点目標3

東社協の機能強化に向けたネットワークの充実・拡大

これまでも会員組織によるネットワークに加え、事業推進を通じたネットワークを広げてきていますが、事業を推進するうえでの基盤となるネットワークの今後のあり方、一層のネットワーク拡大に向けた方策を東社協組織の今後の方向性として検討し、その推進を図ります。

IV

部室の中期目標と 全ての事業における中期目標

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

1 部室の中期目標

「共通目標」や「重点目標」の実現をめざし、全事業が目標をもった取組みをすすめるうえで、以下のとおり、11の部室ごとに、平成31年度(2019年度)からの3か年における「部室の中期目標」を設定しました。

(1) 総務部

- ①地域の課題解決力を高めるための情報発信の強化をめざし、以下に取組む。
 - ・「ふくし実践事例ポータルサイト」により地域の課題に対応する実践事例の蓄積を引き続き充実し、それらを福祉施設・事業所が身近な地域でも活用することを通じた情報発信の強化をすすめる。
- ②東社協の役割を果たせる人材の確保・育成・活用をめざし、以下に取組む。
 - ・平成30年度に検討した「東社協職員像」を念頭に、東社協における人材確保方策の検討をすすめながら、1年目には研修プログラムの検討を行い、経験年数、職制、部室の業務内容に合わせたプログラムの構築を終え、人材確保・育成方針および計画の立案を行う。2年目以降には実施段階に入ることとする。
 - ・今後の数年から10年間の職員退職の状況を念頭に置き、その後の東社協の組織運営、事業推進を担う職員の育成必要な取組みを検討し、必要に応じて育成プログラムを構築・実行し、東社協活動の継承を図る。
- ③マネジメント力を高める組織運営基盤・方法の確立をめざし、以下に取組む。
 - ・局内の情報セキュリティの取扱い基準となる「情報セキュリティガイドライン」(仮称)の策定を計画初年度の上半期に行ったうえで、新たな中期計画期間中に各部署における「情報セキュリティマニュアル」(仮称)の策定をすすめ、それに沿った情報の取扱いをすすめる。
 - ・各部署BCPの策定を計画初年度の上半期に行い(未策定の部署)、東社協全体のBCPとしての整理を行う。そのうえで、東社協の災害前後の体制、取組課題の検討を初年度末までに行い、中期的には、体制の確認、災害訓練等の備えをすすめることを目標とする。
 - ・法改正により求められた事業運営の透明性の確保、財務規律の構築を図り、それに合わせて、会費・保険・出版・研修事業や寄付の拡大をとおした自主財源確保の取組みの強化、それを実現するための体制整備などの財務基盤強化の検討を、計画期間をとおして行う。そのため、特に内部管理体制の確立のための取組みをすすめるとともに、役員会をはじめとする法人の各組織の運営が効果的、適正にすすめられるよう、現在の規程等に沿った運営をすすめるとともに、課題があれば見直しを行う。
 - ・東社協の組織運営を迅速、効率的に行うため、中期計画前半で各部署、事業におけるIT化の推進などによる業務の合理化、効率化を推進するとともに、予算執行管理体制をはじめとする総務部の各機能と各部署との役割整理を見直し、総務機能の強化のための方策を中期計画前半において検討し、必要に応じ組織体制の検討を行う。
- ④東社協の機能強化に向けたネットワークの充実・拡大をめざし、以下に取組む。
 - ・東社協の会員組織として未組織の領域について、会員組織としてのネットワーク化、事業推進の中での連携によるネットワーク化など、その方策を検討する。その際、中期計画前半に、今後の東社協組織の方向性の検討を役員会、総合企画委員会等で行い、その実施計画を策定して、ネットワークの拡大策を中期計画の期間で検討していく。その結果、事業推進をすすめることで、会員会費に限らない東社協の財源確保につなげる。

(2) 福祉部

- ①各施設部会活動の推進により福祉サービスの質の向上を図るとともに、施設部会における、1)人材の確保・育成・定着の取組み、2)災害時の福祉支援の取組み、3)地域公益活動の推進において、東社協事業との連携・協働をすすめる。
- ②東京都地域公益活動推進協議会について、社会福祉法人経営者協議会・施設部会との連携を図り、平成31年度からの3か年ビジョンに基づき、地域課題への取組みを着実にすすめるとともに、オール東京の社会福祉法人の参加をめざす。
- ③東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組みの実効性を高めるため、施設部会会員の発災時の被害状況等把握の仕組みの構築、相互支援の派遣体制づくりを支援する。
- ④各施設部会事業と経営相談事業との連携を強化し、多様な法人の経営相談に着実に応えていく。
- ⑤上記をすすめるために、局内および福祉部内の情報共有、連携体制の強化を図る。

(3) 地域福祉部

- ①成年後見制度利用促進基本計画の動向をふまえつつ、「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」を着実に進行し、あわせて地域福祉権利擁護事業の特徴を活かし、成年後見制度との補完関係を強化する。
- ②地域づくりをすすめるコーディネーター（地域福祉コーディネーター、CSW、生活支援コーディネーター等）の着実な育成支援ときめ細かな情報提供等に努め、東京らしい地域共生社会づくりに向けた活動スタイルと専門性の確立を図る。あわせて、民生委員や社会福祉法人の地域公益ネットワーク活動等との連携・協働を推進する。
- ③生きづらさを抱え、孤立しがちな人を包摂し、共に支え合える地域社会のあり方と取組みの方向性を明らかにするため、生活困窮者自立支援制度や居住支援の取組み、社会福祉法人の地域公益ネットワーク活動、地域づくりをすすめるコーディネーターの働き等、関係する諸制度や取組みを総合的に検討する。

(4) 福祉資金部

- ①各貸付事業を適正に運用するため(制度改正・見直しへの適切な対処)、以下に取組む。
 - ・適正な貸付事業実施のため、国等の関連施策の改正・見直し等に適切に対応するとともに、各貸付事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。
 - ・複雑・多様化している借入れ希望世帯の課題に対応するため、区市町村社協(社協機能を活かした相談支援の取組み)等、各貸付事業の相談窓口等での相談対応の専門性の向上が求められることから、各相談窓口等と一層の連携をすすめ、研修の実施や情報提供を適切に行っていく。
- ②適正な事業実施のための体制等を以下により検討する。
 - ・長期間にわたる適正な債権管理が必要な資金も多く、国等の関連施策の改正・見直し等に合わせ、貸付・償還ともに適切に実施できる方策と体制を検討する。
 - ・併せて業務マニュアルの整備等をすすめ確実に事業継承できる取組みをすすめる。
- ③災害時の生活福祉資金特例貸付実施の対応手順等を整備する。

(5) 福祉振興部

- ①福祉人材の確保、育成、定着の推進をめざし、退職共済事業の安定的な運営と福利厚生事業の実施をすすめる。
- ②寄附文化醸成のため、企業や都民への情報発信を強化する。

(6) 民生児童委員会

- ①【支援力を高める】個別支援活動の向上をめざし、各種研修のほか各地区民児協等での事例検討(研究)を促進する。
- ②【チームで動く】班(チーム)活動の好事例の共有やノウハウの提供を行い、その定着と拡充を図る。
- ③【組織を活かす】活動の継承や活動マニュアル整備の支援のほか、組織運営に関する民児協リーダー層への研修を強化し、地域と共に成長できる組織をめざす。
- ④【子どもを育む】「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会」のあり方の検討に着手し、関係機関との連携を軸に児童委員活動のさらなる展開に努める。
- ⑤【地域をむすぶ】地域共生社会の実現に向け地域づくりをすすめるコーディネーターについて学び、民生委員・児童委員の立場から協働による地域福祉活動の実践を広める。
- ⑥【事務局組織を強める】都民連は、主に民生委員・児童委員の会費で成り立っていることを常に自覚し、効果的かつ効率的な事業推進を追求する。

(7) 東京ボランティア・市民活動センター

- ①幅広い市民参加と協働を進めるために、企業ボランティアの推進を重点にした事業を展開する。
 - ・東京の地域性を活かし、また東京2020で高まる機運を捉えて、多くの企業がボランティア活動、社会貢献活動に参加できるよう、情報提供、企業とNPOの連携が図れるような協働プログラムの推進、企業向けの社会貢献セミナーの実施などの事業をすすめる。
- ②首都直下地震に備え、災害ボランティアに関わるネットワークの強化を図る。
 - ・新たな「東京都災害ボランティアセンター・アクションプラン」に基づき、着実に事業をすすめるとともに、多様な団体との協働を一層強める。
- ③上記をすすめるために、業務の見直しとともに、執行体制を見直していく。

(8) 東京都福祉人材センター 人材情報室

- 雇用情勢の改善により、福祉・介護人材の有効求人倍率が引き続き高い状態にあり、人材不足は深刻となっている。福祉・介護分野への就職を希望する人材はもとより、一般の都民や学生等に福祉の魅力を伝え、マッチングを丁寧に行うことで、福祉分野への参入を推進するため、下記の事業を展開する。
- ①職業紹介機能を中心に据えた人材センター内の各事業部門の有機的な連携を図り、福祉・介護分野の人材の確保と育成、定着をめざす。
 - ②一般都民や将来の福祉・介護人材である学生、潜在有資格者に対し、福祉・介護職の仕事に対する理解と関心を高め、その魅力を伝えることで、幅広い人材の確保をめざす。
 - ③種別部会や養成校、区市町村、ハローワーク等労働関係機関との連携を強化し、量だけではなく質の高い人材の確保と育成、定着をめざす。

(9) 東京都福祉人材センター 人材対策推進室

- ①東京都福祉人材対策推進機構の事務局として、福祉人材対策の課題や方策等の検討、人材の掘り起こしから育成、定着までの総合的な支援を推進する。
- ②関係機関と連携し、さまざまな手法により、福祉人材に関する情報発信や福祉業界についての普及を行う。
- ③多様な人材の福祉職場への就業の促進、学生等の福祉職場への就業意識の向上に資する取組み等を実施し、人材の掘り起こしや育成を行う。
- ④働きやすい職場環境の整備に取組む事業所の支援などにより、福祉人材の定着を推進する。

(10) 東京都福祉人材センター 研修室

福祉人材センター研修室は、福祉事業所におけるキャリアパスに即した人材育成を支援し、質の高い福祉サービスを効果的・効率的に提供する、成長と働きがいを実感できる事業所づくりに貢献する。

- ①福祉事業所の人材育成力を高めるため、組織性を習得するための研修を重点的に推進する。
- ②社会情勢や現場ニーズにマッチしたタイムリーな研修実施に精力的に取り組む。
- ③委託研修の適切な受託・運営や自主研修の強化により安定的な財政構造を構築する。

(11) 福祉サービス運営適正化委員会事務局

福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的に、

- ①福祉サービス利用援助事業の事故防止をすすめ、適正な運営を確保するため、現地調査による課題の整理と改善に向けた提言を行う。
- ②福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、区市町村苦情対応機関や事業所における苦情相談等への対応力向上を支援する。
- ③上記をすすめるために、事務局職員の相談対応向上に努める。

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

1 安全・安心と権利擁護、
自立生活支援の推進

地域福祉部

- ①「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の着実な進行、地域福祉権利擁護事業の特性を活かした成年後見制度との補完関係の強化

運営適正化委員会事務局

- ①福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するための現地調査による課題整理と提言
- ②区市町村苦情対応機関や事業所による苦情相談等への対応力向上への支援

2 福祉水準の向上を支える
基盤の強化

福祉部

- ①各施設部会活動の推進と施設部会における、1)人材の確保・育成・定着の取組みの推進、2)災害時の福祉支援の取組みの推進、3)地域公益活動の推進
- ②東京都地域公益活動推進協議会における経営協・施設部会と連携した平成31年度(2019年度)からの「3か年ビジョン」に基づく地域課題への着実な取組み、オール東京の社会福祉法人の参加の促進
- ③東京都災害福祉広域支援ネットワークの取組みの実効性の向上、施設部会会員の発災時の被害状況把握のしくみの構築、相互支援の派遣体制づくりの支援
- ④各施設部会事業と経営相談事業との連携の強化、多様な法人の経営相談への着実な対応

福祉振興部

- ①福祉人材の確保、育成、定着の推進をめざした退職共済事業安定的な運営と福利厚生事業の実施
- ②寄附文化醸成のための企業や都民への情報の発信

3 ネットワークの構築・
協働と幅広い参加の促進

4 地域の取組みの
支援と普及

- ②地域づくりをすすめるコーディネーターの着実な育成支援と情報提供等を通じた東京らしい地域共生社会づくりに向けた活動スタイルと専門性の確立、地域づくりをすすめるコーディネーターと民生委員・児童委員や社会福祉法人の地域公益ネットワーク活動等との連携・協働
- ③地域福祉推進委員会における、「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方」(報告)をふまえた今後の重要な取り組みテーマの設定と検討

5 情報発信と提言

東社協法人基盤の強化

福祉資金部

- ①各貸付事業を適正に運用するための制度改正・見直しへの適切な対処
 - ・国等の関連施策の改正・見直し等への適切な対応、各貸付事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用
 - ・複雑・多様化している課題に対応するための区市町村社協等、各貸付事業の相談窓口等での相談対応の専門性を向上するための各相談窓口等との一層の連携の強化や適切な研修や情報提供
 - ・長期間にわたる適正な債権管理のできる方策や体制の検討、業務マニュアルの整備等による確実な事業継承
- ②災害時の生活福祉資金特例貸付実施の対応手順等の整備

人材情報室

- ①職業紹介機能を中心とした人材センター内の各事業の有機的な連携による福祉・介護の人材の確保、育成、定着
- ②都民、学生、潜在有資格者に対する福祉・介護職の仕事に対する理解と関心の向上、福祉の魅力伝えることによる幅広い人材の確保
- ③種別部会や養成校、区市町村、ハローワーク等との連携による質の高い人材の確保、育成、定着

人材対策推進室

- ①東京都福祉人材対策推進機構事務局としての福祉人材対策の課題や方策等の検討、人材の掘り起こしから育成、定着までの総合的な支援の推進
- ②関係機関との連携による福祉人材に関する情報発信や普及
- ③多様な人材の福祉職場への就業促進、人材の掘り起こしや育成
- ④働きやすい職場環境の整備に取組む事業所の支援

研修室

- ①福祉事業所のキャリアパスに即した人材育成を支援し、質の高いサービスの提供し、成長と働きがいを実感できる事業所づくりへの貢献
 - ・福祉事業所の人材育成力を高めるための組織性を習得する研修の重点的な推進
 - ・社会情勢や現場ニーズにマッチしたタイムリーな研修の実施
 - ・委託研修の適切な受託・運営や自主研修の強化による安定的な財政構造の構築

民生児童委員部

- ①個別支援活動の向上をめざした各種研修、各地区民児協等における事例検討(研究)の促進
- ②好事例の共有やノウハウの提供による班(チーム)活動の定着と拡充
- ③「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会」のあり方の検討、関係機関との連携した児童委員活動の充実
- ④地域共生社会の実現に向けての地域づくりをすすめるコーディネーターに関する学習と、民生委員・児童委員の立場からの協働による地域福祉活動の実践の推進

東京ボランティア・市民活動センター

- ①幅広い市民参加と協働をすすめるための企業ボランティアの推進を重点とした事業の展開
- ②首都圏直下地震に備えた災害ボランティアに関わるネットワークの強化

総務部

- ①「ふくし実践事例ポータルサイト」を活用した情報発信機能の強化
- ②東社協職員像をふまえた東社協の役割を果たせる人材確保・育成、将来の組織運営、事業推進を担う職員の育成プログラムの構築と実行
- ③マネジメント力を高める組織運営基盤・方法の確立をめざした内部管理体制の確立、BCP・情報セキュリティの構築、組織運営の効率化の推進
- ④東社協の機能強化に向けたネットワークの充実・拡大

2 全ての事業における中期目標とその展開方策

「共通目標」や「重点目標」の実現をめざし、東社協が実施する全ての事業において、平成31年度(2019年度)からの3か年にめざす「中期目標」と目標達成に向けた展開方策を設定しました。

i 安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進

	事業名	中期目標
1	地域福祉権利擁護事業 (福祉サービス利用援助事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度の検討会での協議をふまえ、本人を中心に据えた意思決定支援の実現という本事業の根源的な役割や位置づけを、成年後見制度との関係性においても明確にし、これまで以上に積極的な役割を打ち出していく。また、その役割に即した体制整備に向けた取組みを行う。 ○上記をふまえ、専門員の資質向上のため、研修企画の精査、充実を図る。 ○国庫補助について、国の動きを注視しつつ、補助金確保に向けた国および東京都、全社協への働きかけを続ける。
2	成年後見制度活用促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における関係機関のネットワークによる包括的な支援体制のもと、権利擁護を必要とする方が、適切な意思決定支援ときめ細かな身上保護による成年後見制度を利用できるようにするため、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」を着実に進行する。 ○上記とあわせて地域福祉権利擁護事業の特徴を活かし、成年後見制度との補完関係を強化する。
3	福祉サービスの苦情対応 (運営適正化委員会) (1)福祉サービス運営適正化委員会の運営(合議体の運営) (2)区市町村苦情対応機関や事業者等への苦情対応力向上支援	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービス利用援助事業の事故防止をすすめ、適正な運営を確保するため、現地調査による課題の整理と改善に向けた提言を行う。また、事務局職員の苦情相談対応力向上に努める。 ○福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、区市町村苦情対応機関や事業所における苦情相談等への対応力向上を支援する。
4	生活福祉資金貸付事業 (臨時特例つなぎ資金貸付事業を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の適正な運用(制度改正・見直しへの適切な対処) <ul style="list-style-type: none"> 1)適正な貸付事業実施のため、国等の関連施策の改正・見直し等に対応するとともに、各貸付事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 2)複雑・多様化している借入れ希望世帯の課題に対応するため、区市町村社協(社協機能を活かした相談支援の取組み)の相談対応の専門性の向上が求められることから、自立相談支援機関をはじめとする各相談窓口等と一層の連携をすすめ、研修の実施や情報提供を適切に行っていく。 ○適正な事業実施のための対策の検討 <ul style="list-style-type: none"> 1)長期間にわたる適正な債権管理が必要な資金も多く、国等の関連施策の改正・見直し等にあわせ、貸付・償還ともに適切に実施できるよう方策や体制を検討する。 2)業務マニュアルの整備等をすすめ、確実に事業継承できる取組みをすすめる。 ○災害時の生活福祉資金特例貸付実施の対応手順等の整備。
5	受験生チャレンジ支援貸付事業等貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な貸付事業実施のため、事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 ○都と協働し、相談窓口となる区市町村窓口への情報提供等を適切に行っていく。 ○償還免除の適正実施と、債権管理が適切に実施できるよう方策や体制を検討する。 ○業務マニュアルの整備等をすすめ、確実に事業継承できる取組みをすすめる。

	1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
	<p>○研修の試行の状況をふまえ、専門員研修カリキュラムを見直す。</p> <p>○福祉部等他部署との連携による権利擁護推進の取組みを検討・実施する。</p> <p>○継続的な補助金確保の働きかけに努める。</p>	<p>○意思決定支援を基軸に据えた新たな研修カリキュラムにより専門員等の人材育成を着実にすすめる。</p> <p>○福祉部等他部署との連携による権利擁護の推進体制を確立する。</p> <p>○地域福祉権利擁護事業の安定的な財源の確保と運営体制を確立する。</p>
	<p>○以下により、新たなしくみによる取組みを推進する。</p> <p>1)希望地区による実施の支援</p> <p>2)実施方法検証の場の設置</p>	<p>○以下により、新たなしくみによる取組みを推進する。</p> <p>1)実施地区の着実な拡大</p> <p>2)実施地区における質の高い取組み方法の確立</p>
	<p>○現地調査による課題整理と提言、関係機関と連携した苦情相談対応力の向上に取り組む。</p> <p>○苦情相談への対応力がステップアップできるよう、年間を通して段階的な内容の研修を実施する。</p>	<p>○引き続き取組みを強化する。</p> <p>○引き続き取組みを強化し、内容等の改善点を整理する。</p>
	<p>○国等の関連施策の改正・見直し等に適切に対応するとともに、各貸付事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。</p> <p>【主な事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度との連携 ・高等教育無償化の動向把握と必要に応じた運用の検討 ・年金担保融資制度廃止に向けた動向把握と必要に応じた運用の検討 ・民法改正に伴う制度見直しの動向把握と必要に応じた運用の検討 ・適正な債権管理のための運用の検討 ・区市町村社協への支援(継続) ・必要な原資確保調整と事務費の確保 ・災害時の特例貸付の対応手順の整備 	<p>○国等の関連施策の改正・見直し等に適切に対応するとともに、各貸付事業の目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う(継続)。</p>
	<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。</p> <p>1)受験生チャレンジ支援貸付事業の適正実施</p> <p>2)住居喪失不安定就労者・離職者等サポート特別貸付事業の適正実施</p>	<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う(継続)。</p>

	事業名	中期目標
6	児童養護施設退所者等への自立生活支援 (1)自立生活スタート支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な貸付事業実施のため、事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 ○相談窓口となる施設職員等と一層の連携をすすめ、部会等への情報提供を適切に行う。 ○償還免除の適正実施と、債権管理が適切に実施できるよう方策や体制を検討する。 ○業務マニュアルの整備等をすすめ、確実に事業継承できる取組みをすすめる。
	(2)児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な貸付事業実施のため、事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 ○相談窓口となる施設職員等と一層の連携をすすめ、部会等への情報提供を適切に行う。 ○償還免除に向け長期間にわたる適正な債権管理が必要となることから、適切に実施できるよう方策や体制を検討する。 ○業務マニュアルの整備等をすすめ、確実に事業継承できる取組みをすすめる。
7	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> ○適正な貸付事業実施のため、事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 ○東京都と協働し、高等職業訓練促進給付金実施機関(区市等)、受付窓口(区市町村社協)との連携をすすめ、情報提供等を適切に行っていく。 ○償還免除に向け長期間にわたる適正な債権管理が必要となることから、適切に実施できるよう方策や体制を検討する。 ○業務マニュアルの整備等をすすめ、確実に事業継承できる取組みをすすめる。
8	児童の自立促進に関わる事業 (1)ヒカリ興行奨学基金	○奨学金給付対象者への日常的な支援について、区市町村社協と協働による継続支援強化と、福祉資金部・地域福祉部との連携の強化に取り組む。
	(2)自立援助促進事業	○事業の周知・審査・データ管理等を的確に実施し、適正な運営に努める。
	(3)児童福祉友愛互助会(杉浦・西脇基金)	○事業の周知・審査・データ管理等を的確に実施し適正な運営に努めるとともに、西脇基金についてはその趣旨を広く周知し、基金事業の継続・充実をめざす。
9	多重債務者生活再生事業の基金の管理・運用および運営費助成	○基金の管理・運用を適正に行う。特に、4者が協働して事業を適正にすすめるための情報共有、伝達のあり方を協議する。
10	東日本大震災による都内避難者への支援 (1)東京都孤立化防止事業	○避難者の現状に合った支援のあり方を構築するため、社協による避難者支援や本事業の方向性を模索する。
	(2)避難者総合相談事業	○避難者である一方、地域の住民として生活をされている方々の不安や悩みに寄り添いながら、必要な方については、区市町村社協、各県の支援員をはじめとする適切な支援機関へつなぎ、連携して支援する。

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 1)児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業との連携 2)児童部会等との連携</p>	<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う(継続)。</p>
<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。 1)自立生活スタート支援事後との連携 2)児童部会等との連携</p>	<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う(継続)。 ○今後の事業実施の方向性を検討する(原資・債権管理に必要な事務費等の確保の調整等)。</p>
<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う。</p>	<p>○事業目的に沿った適切かつ効果的・効率的な運用を行う(継続)。 ○今後の事業実施の方向性を検討する(原資・債権管理に必要な事務費等の確保の調整等)。</p>
<p>○奨学金給付対象者への日常的な支援について、区市町村社協と協働による継続支援強化と、福祉資金部・地域福祉部との連携の強化に取り組む。</p>	<p>○奨学金給付対象者への日常的な支援について、区市町村社協と協働による継続支援強化と、福祉資金部・地域福祉部との連携の強化に取り組む。</p>
<p>○周知・審査・データ管理等を的確に実施し、適正な運営に努める。</p>	<p>○周知・審査・データ管理等を的確に実施し、適正な運営に努める。</p>
<p>○事業の周知・審査・データ管理等を的確に実施し適正な運営に努める。 ○西脇基金の趣旨を広く周知する。</p>	<p>○事業の周知・審査・データ管理等を的確に実施し適正な運営に努める。 ○西脇基金の趣旨を広く周知する。</p>
<p>○情報共有、伝達における課題を明確にし、協議を行う。検討が終了次第、実行に移す。</p>	<p>○検討に基づいた取組みをすすめる。</p>
<p>○社協による避難者支援や本事業の方向性について都と協議をすすめる。</p>	<p>○本事業による避難者という枠組みの中の支援から、社協本来の業務である、地域住民としての支援に切り替えていくタイミングであり、都と協議の上、本事業の実施方法等を見直す。 ○国や都の避難者支援の動向をふまえて、都と協議する。</p>
<p>○東京都等の避難者の支援方針等の見直し・それらに伴う新たな支援策等、避難者および本事業を取り巻く状況の変化にも注意し、東京都との情報共有をきめ細かく図るとともに、今後の事業の方向性について協議をすすめる。</p>	

ii 福祉水準の向上を支える基盤の強化

	事業名	中期目標
1	福祉施設経営指導事業 (経営相談)	○経営相談の実施および相談室だよりの発行により、社会福祉法人・施設の経営基盤の整備に寄与する。
2	経営支援(会計研修、参考人事 給与制度)	○会計研修の実施のほか、必要な規程等の情報提供を通して、社会福祉法人の日常業務の支援を行う。
3	各種損害保険の案内	○法人・施設のニーズやリスクマネジメントに的確に対応できるための保険の提供・開発に取組む。
4	東京都福祉人材センター (1)福祉人材情報事業 ①相談斡旋事業(窓口業務) 1)職業紹介・相談斡旋	○福祉人材の確保、定着をめざすため、人材センター事業の有機的な連携を図りつつ職業紹介事業を推進する。
	2)再就職支援	○福祉分野の中でも介護系資格保有者への就労斡旋を図るため、人材センター事業とも有機的な連携に努め、就職活動支援を推進する。
	3)就労情報の提供	○福祉・介護職の仕事に対する理解と関心を高め、その魅力を伝えることで、幅広い人材を確保していくため、さまざまな媒体を活用して情報の発信を行う。
	4)多摩支所の運営	○多摩地域において質と多様性の好循環をめざした持続可能な福祉人材の確保、育成、定着の推進に努める。
	②人材確保事業 1)就職フォーラム	○より多くの人に福祉の仕事内容や魅力を知ってもらえるイベントを企画する。また、就職フォーラムの福祉業界セミナー等で人材定着ができている法人を紹介するなど、確保だけでなく定着が重要でありそのために事業者がすべきこと等についてもPRする場面を増やす。
	2)人材確保ネットワーク 事業	○都内の社会福祉施設等における人材確保を安定的にすすめる。 ○上記の目標は維持するが、合同就職面接会は廃止し、合同研修と人材交流事業のみの実施とする。
	3)地域密着面接会等	○地域における福祉人材の掘り起こしと福祉の仕事への理解を深めるため、各地域の関係機関と連携して福祉人材確保に取組む。
	4)介護人材確保対策事業 ・介護体験 ・介護初任者研修 ・介護就業促進	○介護現場を体験することで介護分野への理解を促し、就労へのきっかけづくりを行う。 ○介護職員として働くうえで基礎となる初任者研修資格取得をめざし、介護業界で働く第一歩とする。 ○介護人材不足という課題の一助となるよう、就業促進事業をきっかけとした介護職員の人材確保をめざす。
	5)保育人材確保事業	○東京都の2020年に向けた実行プランに基づき、「子どもを安心して産み育てられるまち」実現に資する事業を展開する。 ○保育人材コーディネーターにより、保育所の新設等に応じた保育人材確保や就職後のフォローを丁寧に行っていくとともに、施設・事業所の人材育成・資質向上を行う。
	6)東京労働局・ハロー ワークとの連携	○ハローワークとセンターとが連携して福祉人材確保を推進するため、ハローワークとの関係構築に努める。 ○福祉分野への就職に関心のある求職者に対して、より手厚い支援を提供することができるよう、センターの各事業につなげ、継続的に支援する。

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
○経営相談や相談室だよりにより、適切な社会福祉法人・施設の運営や会計処理等の支援を行う。	○経営相談や相談室だよりにより、適切な社会福祉法人・施設の運営や会計処理等の支援を行う。
○会計研修や必要な規程等の情報提供に取り組む。	○会計研修や必要な規程等の情報提供に取り組む。
○法人・施設のニーズやリスク等をふまえた保険の取扱い、開発に取り組む。 ○ボランティア保険の災害時加入システムの構築を関連事業として検討する。	○法人・施設のニーズやリスク等をふまえた保険の取扱い、開発に取り組む。
○システム機能に合わせた職業紹介事業を推進する。	○システム改修状況に応じ、適宜見直し職業紹介事業を推進する。
○人材センター事業との有機的な連携と就職活動支援を推進する。	○事業実績・利用実態に基づき見直しを行い、就職活動支援を推進する。
○冊子、HP、SNSによる情報発信の継続に努める。	○都民ニーズおよび東京都施策を勘案し、適宜情報発信を行う。
○多摩地域における拠点としての機能を強化する。	○拠点としての機能の拡充に努める。
○より多くの求人事業者・求職者のニーズにこたえられる会場規模で実施する。	○これまでとは異なるイベント開催方法も検討する。
○合同研修と人材交流事業のみを実施する。	○前年度の実績もふまえて方向性を定める。
○多摩フォーラムの廃止に伴い、多摩地区に地域密着面接会の開催を増やす。	○引き続き目的の達成をめざして取り組む。
○受入れ事業所側の事業理解を推進し、職場体験利用者の充実度を高める。 ○利用しやすいしくみ・講座設定に努める。 ○「働きながら資格取得をめざすことができる」という事業の特徴を活かし、他分野からの流入を増やす。	○職場体験事業の利用実績および実態に基づき事業を見直し、展開する。 ○事業実績および介護現場で求められる職員の実態(保有資格の種類等)に基づき事業を見直し、展開する。 ○事業実績および実態に基づき事業を見直し、展開する。
○保育指針にもある職員の資質・専門性の向上を目的とした保育事業者セミナーを展開する(例 開催日数の増)。	○東京都保育士実態調査に基づく事業の見直し・展開を行う。
○センター事業をハローワーク職員に説明し、具体的な連携内容に向けた関係づくりを行う。	○ハローワークとセンター間で、出張相談や相談・面接会をより充実したものにするため、連携しての取り組みや活動について協議する。

	事業名	中期目標
4	7)大学・専門学校等への就職活動支援	○資格取得予定者の求職登録を増やすため、訪問等を通じて大学や養成校との信頼関係をつくり、就職支援において連携できることを検討する。
	③すそ野を広げる取組み 1)転職者等に向けた入門セミナー・見学会	○他分野からの転職者や、離職等を考える福祉従事者が福祉業界で働き続けるために役立つセミナーの実施について検討する。
	2)次世代等に向けた普及啓発	○次世代を担う若い世代に介護・福祉の仕事の魅力を伝え、興味関心を高める。
	④人材定着・離職防止相談支援事業	○離職防止相談において、職員の悩みやストレスを軽減し、離職防止に努めるとともに、広報等による事業周知を強化する。
	⑤働きやすい職場づくり支援事業	○事業者への専門家の派遣などにより、事業者における働きやすい職場環境づくりを支援する。
	⑥修学資金貸付事業 1)介護福祉士等修学資金	○介護福祉士、社会福祉士の育成、確保、定着に資する貸付事業の実施をめざすため、事業広報を重点的に推進するとともに、債権管理件数の増大に耐える事務実施体制を確立する。
	2)保育士等修学資金	○持続可能な福祉人材の確保を促進するために、保育士修学資金や再就職支援資金の活用を推進する。雇上支援資金により保育士の勤務環境を改善するとともに事業所を通じて保育士資格取得をめざす方を支援する。 ○保育人材の定着に資するために、復帰支援資金や預かり支援資金の利用を促進する。
	⑦その他 1)TOKYOチャレンジネット介護職支援コースにおける就職相談	○より定着するための課題を整理し、事業の方向性を検討する。
	2)児童養護施設等研修費助成	○質と多様性の好循環をめざした持続可能な福祉人材の確保、育成、定着を推進するため、同事業に取り組む。
	(2)福祉人材対策推進事業 ①東京都福祉人材対策推進機構の運営 ②東京都福祉人材バンクシステムによる情報発信	○福祉関係団体等が参画する東京都福祉人材対策推進機構において、福祉人材センターと連携し、多様な人材が希望する働き方で福祉職場に就業できるよう、福祉人材の確保・育成・定着のための方向性や具体策を検討し、施策の推進につなげていく。 ○福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材バンクシステム「ふくむすび」への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等に関する情報、都・区市町村の資格取得等に関する支援策や研修・イベント等の情報を発信する。
(3)研修事業 ①キャリアパス対応生涯研修課程	○受講者ニーズに応えられる内容に常に調整・再編しつつ、受講者増を図る。	
②福祉事業所経営支援研修	○法人の経営層やリーダー層の育成に視点を置き、各研修の位置づけ、体系を明確にし、受講者の研修への期待に応える内容を実施する。	
③人材育成基盤強化研修	○事業所における主体的な人材育成の取組みを支援し、ニーズに即した研修を実施する。	

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
○大学や養成校の就職支援担当職員等を訪問し、就職支援における課題を把握する。	○施設・部会職員等の協力を得て福祉施設・事業所等に関するガイダンスや交流会を実施する。
○転職等を考える福祉従事者が働き続けるために役立つセミナーも企画する。	○時宜にあったテーマでセミナーを企画する。
○小学生から大学生まで、各々の対象の特性をふまえた体験プログラムの企画・実施を行う。	○実施状況を勘案し、必要に応じて見直しを行う。
○「福祉のしごとなんでも相談」、「こころスッキリ相談」の適正な実施に努める。	○「福祉のしごとなんでも相談」、「こころスッキリ相談」の適正な実施に努める。
○小規模事業所に専門家を派遣し、職員の定着・育成等について専門的な助言を行う。	○これまでの支援実績を踏まえ、効果的な事業実施に努める。
○貸付事業の広報を強化する。	○業務システムの改修検討を含めた、債権管理業務の効率化を推進する。
○新しい資金4種の周知を徹底する。	○煩雑な手続きをシンプルにして利用しやすくわかりやすい制度になるような運用を検討する。
○TOKYOチャレンジネット介護職支援コースにおける就職相談を実施する。	○TOKYOチャレンジネット介護職支援コースにおける就職相談を実施する。
○事業種別の拡大を提案する。	○事業種別の拡大を提案する。
○福祉職場における人材確保の現況やこれまでの機構における議論等をふまえ、福祉人材対策について検討を行う。 ○「ふくむすび」を円滑・安定して運用するとともに、事業者・利用者へ登録促進を働きかけ、情報発信に努めていく。	○引き続き社会情勢やこれまでの議論をふまえて、福祉人材対策についての検討を行う。 ○「ふくむすび」の安定した運用と情報発信に努める。
○職務階層別研修は講師を含めた検討会により科目の体系化や標準化を図る。 ○講師養成を見据えた検討を行う。 ○スタートアップ研修は、ねらいの整理と受講者ニーズに即した内容改善を図る。	○職務階層別研修は講師を含めた検討会により科目の体系化や標準化を図る。 ○スタートアップ研修の充実を図る。
○研修ニーズの分析を行う。 ○法人の経営層やリーダー層の育成に視点を置いた研修を企画・実施する。	○法人の経営層やリーダー層の育成に視点を置いた研修を企画・実施する。
○研修体系のわかりやすい整理、ニーズ分析を行う。	○新たな体系に基づいた受講ニーズの高い研修を実施する。

	事業名	中期目標
4	④認知症介護研修	○増加する研修規模に見合った委託費と職員体制、研修会場の確保および研修内容の質の担保を図るため、東京都との綿密な調整を行う。
	⑤介護職員スキルアップ研修	○受講者ニーズの高い研修内容へ見直しを図り、適正な委託費を確保して実施する。
	⑥事業所に対する育成支援事業	○事業所に事業の利用や活用方法の理解を深めてもらう仕組みづくりに努める。 ○研修メニューを充実し、質の高い講師の確保により拡充を図る。
	⑦介護講師派遣事業(セカンドチャレンジFORシニア)	○事業のPRにより実績増につなげ、介護の仕事の専門性、魅力を知ってもらう。
	⑧社会的養護処遇改善加算対応研修	○受講者ニーズに応じた質の高い研修を実施する。
	⑨連絡調整、研修事務	○人材情報室や推進室と積極的な情報交換により、研修受講性のニーズに即した研修を実施する。
5	資格取得支援事業	○実施方法・実施体制の見直しを含めてより効果的な講座体系の検討と事業継続の可否を含めた検証を行う。
6	東京善意銀行	(Ⅲに後掲)
7	福利厚生事業 (1)従事者共済会	○近年の金融市場の動向と責任準備金の確保状況をふまえ、早急に安全な運用方法を確立する。 ○新しい共済会システムによる電子申請化の推進と事務の効率化をすすめる。
	(2)福利厚生センター東京事務局	○福祉人材の確保、育成、定着の推進をめざし、退職共済事業の安定的な運営と福利厚生事業の実施をすすめる。

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部署の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○適切に委託事業を実施する。 ○講義内容や講師の指導内容を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○適切に委託事業を実施する。 ○講義内容や講師の指導内容を検証する。
<ul style="list-style-type: none"> ○今後の研修のあり方について検討委員会にて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○検討結果に即した研修を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ○研修効果を高めるよう、事業所の研修担当者と講師との連携を図る運営方法を検討する。 ○事務の効率化を図る。 ○新たな講師の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○研修効果を高めるよう、事業所の研修担当者と講師との連携を図る運営方法を検討する。 ○事務の効率化を図る。 ○新たな講師の確保を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○登録講師を増やす際の講師の質を担保する方策を検討する。 ○事業効果を確認しつつ、事業の促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業効果を確認しつつ、事業の促進を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○受講者ニーズに応じた質の高い研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○受講者ニーズに応じた質の高い研修を実施する。 ○加算要件を満たす職員が増えるとともに受講者数の減が想定されるため、ニーズに合わせた研修実施回数としていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○人材センター3室の連携を図り、事業の効率的な運営・調整に努める。 ○自主研修による収益を確保するとともに、事業を効率的に執行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主研修による収益を確保するとともに、事業を効率的に執行する。
<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援専門員実務研修受講試験対策講座は、受験資格の変更による受講者の大幅減を受けて、本年度1年間は休止し、今後の動向を探る。 ○社会福祉士試験対策講座は、カリキュラムの変更による効果を検証し、事業継続を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士試験対策講座は、カリキュラムの変更による効果を検証し、事業継続を図る。
<ul style="list-style-type: none"> ○近年の金融市場の動向と責任準備金の確保状況をふまえ、早急に安全な運用方法を確立する。 ○新しい共済会システムの開発と本格稼働に向けた取組みを推進する。 ○前年度に実施したALM分析の結果と本年度に実施予定の数理計算に基づく検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新しい共済会システムの普及率向上に向けた啓発の強化と事務効率化に対応した見直しを行う。 ○資産運用・制度の変更が必要となる場合には、適正な手続きのもとで変更手続きをすすめ、その後は変更内容が適正に機能しているか検証を重ねる。
<ul style="list-style-type: none"> ○都内法人の福利厚生サービスのニーズ把握をふまえた計画的な加入勧奨を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○都内法人の福利厚生サービスのニーズ把握をふまえた計画的な加入勧奨を実施する。

iii ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進

	事業名	中期目標
1	ネットワークの拡大と構築 (1)会員の拡大と多様な会員活動の充実	○一層幅広い事業者のネットワークの構築のための推進方策の検討を行い、方策を検討する。
	(2)全社協・関東ブロック社協との協働	○全国レベルの課題の効果的な解決をめざし、社会福祉協議会のネットワークを活かした取組みを推進する。特に災害支援については、協定に基づき関東ブロック圏内また全国各地の被災地における効果的な支援の実施に積極的に協力する。 ○社会情勢の変化に敏感に対応していくため、全国各地の取組みを参考とし、東京における課題の解決を推進する。特に都道府県社協としてのガバナンスの強化を中心に情報を収集し、本会における法人基盤の強化に資する。
	(3)東京都共同募金会との連携および歳末たすけあい運動の促進	○寄附文化の醸成をすすめるため、特に新たな層の寄附文化への参加が得られるよう共同募金運動をはじめとした広報のあり方を検討し、効果的に実践する。 ○民間財源である共同募金配分金を活用し、新たな課題の把握と先駆的な取組みを積極的に行うための財源とする。 ○災害支援にあたっては、行政の災害救助法による資金に加えて、共同募金の配分金を活用し、その支援活動の経験を東京の福祉力が高まることへつなげる。
2	分野別、課題別、テーマ別の活動の推進 (1)施設部会連絡会、児童・女性福祉連絡会、障害者福祉連絡会	○連絡会活動を通して、共通課題への取組みをすすめるとともに、①人材確保・定着・育成の取組み ②災害時の福祉的支援の取組み ③地域公益活動の推進において、東社協事業との連携を強化する。
	(2)東京都地域公益活動推進協議会	○社会福祉法人経営者協議会・施設部会との連携を図り、三層の取組みにより、地域課題への取組を着実にすすめるとともに、オール東京の社会福祉法人の参加をめざす。
	(3)東京都災害福祉広域支援ネットワークの推進	○東京都災害福祉広域支援ネットワーク構成団体の参加による訓練や研修会の実施を行い、発災時のネットワーク機能の実効性を高める取組みをすすめる。
3	業種別部会の活動推進 (1)区市町村社会福祉協議会部会	(Ⅳに後掲)
	(2)高齢関係部会(東京都高齢者福祉施設協議会、東京都介護保険居宅事業所連絡会)	○部会活動を通して、質の高い福祉サービスの提供を推進するとともに、①人材確保・定着・育成の取組み ②災害時の福祉的支援の取組み ③地域公益活動の推進において、東社協事業との連携を強化する。

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○今後の東社協組織の方向性の検討を行いながら、財源確保も念頭においた実施計画を策定し、未組織領域について、会員組織としてのネットワーク化、事業連携によるネットワーク化などを図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○東社協におけるネットワークの拡大策を推進していく。
<ul style="list-style-type: none"> ○本年度は「関東甲信越静ブロック都県指定都市社協 災害時の相互支援に関する協定」のブロック幹事に当たり、災害時における効果的な支援を平時から整える。 ○「関東甲信越静ブロック都県指定都市社協 総務部課長会議」を当番県として円滑に運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○近県社協との情報交換を強化し、特に法人運営における課題解決に資する。
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな中期計画の初年度として、共同募金の配分金を活用し、特に重点目標の実現に向けた課題の把握につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同募金の配分金を積極的に活用し、重点目標にかかる課題の解決を実行する。 ○共同募金運動の広報とともに、東社協ホームページなどを活用し、寄附文化の醸成をすすめる。
<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会活動において、課題の共有を図るとともに、人材・災害・地域公益の推進について関係部署との連携を強化する。また、災害について、施設部会連絡会を通して各部会の協力を得て、災害時の会員の被害状況等把握システムの構築や、部会としての災害時対応のしくみづくりがすすむよう情報提供等を行う。 ○会員施設の災害時被害状況等の把握システムの構築を関連事業として計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連絡会活動において、課題の共有を図るとともに、人材・災害・地域公益の推進について関係部署との連携を強化する。また災害について、施設部会連絡会を通して各部会の協力を得て、災害時の会員の被害状況等把握システムを活用した訓練等を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人や区市町村ネットワークの支援を中心に据え、先行事例等のノウハウを社会福祉法人・区市町村ネットワークに情報提供するとともに、広く社会に発信(見える化)する。 ○社会福祉法人や区市町村ネットワークが取組む行事について、パイロット事業やプロジェクト方式により、事業開発、しくみづくりなどをすすめる。 ○区市町村への助成金を推進協議会会員の割合で決めるなど、あらためて助成方針を検討する。 ○幹事会について、区市町村ネットワークの声を反映できる体制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○すべての社会福祉法人や区市町村ネットワークが、その取組みを推進できるよう引き続き先行事例等のノウハウを社会福祉法人・区市町村ネットワークに情報提供する。そして、活動を広く都民に情報発信する。 ○2022年度以降は全法人・事業所加入をめざし、社会福祉法人経営者協議会との連携により、東社協会員に向けて発信し続ける。 ○福祉水準の向上を支える福祉基盤の強化のため、地域公益活動を実践・PRすることを通じて、人材確保・育成・定着につなげる。
<ul style="list-style-type: none"> ○推進委員会および訓練・研修会の実施を通して、しくみの具体化・改善をすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○推進委員会および訓練・研修会の実施を通して、しくみの具体化・改善をすすめる。
(IVに後掲)	(IVに後掲)
<ul style="list-style-type: none"> ○部会活動の着実な推進を図るとともに、人材・災害・地域公益の推進について、関係部署との連携を強化し、より効果的な取組みとなるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○部会活動の着実な推進を図るとともに、人材・災害・地域公益の推進について、関係部署との連携を強化し、より効果的な取組みとなるよう努める。

	事業名	中期目標
3	(3) 児童・障害関係部会(乳児、保育、児童、母子、知的、身障、精神、障害児、救護、婦人、更生、医療の12部会)	○部会活動を通して、質の高い福祉サービスの提供を推進するとともに、 ①人材確保・定着・育成の取組み ②災害時の福祉的支援の取組み ③地域公益活動の推進において、東社協事業との連携を強化する。
	(4) 社会福祉法人経営者協議会	○福祉サービスの主たる担い手として、社会福祉法改正後の法人経営基盤の強化を図るとともに、福祉人材の確保・定着・育成、災害支援、地域公益活動の取組みがすすむよう、関連部署との連携強化、情報共有に取組む。
	(5) 住民参加型たすけあい活動部会	○地域共生社会づくりをすすめるため、多様な住民主体の活動のネットワーク化について検討する。これまでの部会活動をふまえ、会員団体を増やしネットワークを広げることや、部会組織をどのように構築、運営するか検討する。
	(6) 民間助成団体部会	○市民活動団体の活発な活動を支援することの実現をめざすため、助成団体と受け手の両者からの相談を積極的に受け、両者をつなぐことに、より尽力する。 ○助成団体同士のネットワークを構築・拡大するため、部会の取組み内容や開催時期を再検討する。
4	東京都民生児童委員連合会 (1) 受託研修	○【支援力を高める】個別支援活動の向上をめざし、各種研修のほか各地区民児協等での事例検討(研究)を促進する。 ○【チームで動く】班(チーム)活動の好事例の共有やノウハウの提供を行い、その定着と拡充を図る。 ○【組織を活かす】活動の継承や活動マニュアル整備の支援のほか、組織運営に関する民児協リーダー層への研修を強化し、地域と共に成長できる組織をめざす。 ○【子どもを育む】「児童委員、児童相談所、学校、子ども家庭支援センター等の地区連絡協議会」のあり方の検討に着手し、関係機関との連携を軸に児童委員活動のさらなる展開に努める。 ○【地域をむすぶ】地域共生社会の実現に向け地域づくりをすすめるコーディネーターについて学び、民生委員・児童委員の立場から協働による地域福祉活動の実践を広める。 ○【事務局組織を強める】都民連は、主に民生委員・児童委員の会費で成り立っていることを常に自覚し、効果的かつ効率的な事業推進を追求する。
	(2) 自主研修	
	(3) 都大会	
	(4) 指定民児協・広報	
	(5) 普及・啓発	
	(6) 連合会・協力事業	
	(7) 企画運営	

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
○部会活動の着実な推進を図るとともに、人材・災害・地域公益の推進について、関係部署との連携を強化し、より効果的な取組みとなるように努める。	○部会活動の着実な推進を図るとともに、人材・災害・地域公益の推進について、関係部署との連携を強化し、より効果的な取組みとなるよう努める。
○社会福祉法改正後の法人経営基盤の強化を図るとともに、福祉人材の確保・定着・育成、災害支援、地域公益活動の取組みがすすむよう、関連部署との連携強化、情報共有に取組む。	○社会福祉法改正後の法人経営基盤の強化を図るとともに、福祉人材の確保・定着・育成、災害支援、地域公益活動の取組みがすすむよう、関連部署との連携強化、情報共有に取組む。
○新たな役員体制の下、運営が軌道に乗り、発展できるよう、また会員加入につながるよう事務局として支援を行う。	○地域で住民参加型たすけあい活動を行う団体を支援し、必要な制度施策の情報提供、情報交換や学習会等の場の提供を引き続き行っていく。
○部会の取組みにおける、内容や開催時期について、会員・非会員からの意見を収集する。	○収集した意見をもとに、どのように改善できるか検討する。
○個別支援活動については、新任研修や現任(1)研修などで体系的に学べるよう実施する。 ○個々の委員の経験から培われた活動の知恵(技術)を民児協の財産としてとらえ、その共有、蓄積、伝承について引き続きの課題とする。 ○一斉改選期の新任研修を適切に実施する。	○「東京版 活動強化方策」の5本の柱の具現化に向けた研修を企画、実施する。
○地元の定例会の運営方法を見直すなどし、意識的に事例検討(研究)の機会を取り入れるよう促す。 ○都民連部会は三年間の仕上げの年度となり、成果が可視化できるよう取組む。	○「東京版 活動強化方策」の5本の柱の具現化に向けた取組みを企画、実施する。
○民生児童委員の代表者が一堂に会し、委員としての使命の認識を新たにし活動の振興を図るとともに、功績顕著な委員等の表彰を行うことで、民生委員制度のますますの発展と東京都の福祉増進をめざす。	○「東京版 活動強化方策」の5本の柱を大会宣言の重点課題として設定し、その具現化に向けた取組みを全都を挙げて推進する。
○指定民児協事業は1期三年の仕上げの年となり、テーマである班体制の定着に向けたノウハウを蓄積する(次期テーマは未定)。 ○一斉改選に合わせ、都民連HP内の「(都内399地区)民児協活動検索」コーナーを更新し、内外からの関心を高められるようにする。	○各種研修や機関紙などを通じて班体制の意義をひろめる。好事例を収集し、マニュアル的な資料の作成を試みる。
○普及・啓発事業推進委員会での検討をふまえ、①普及啓発パレード、②普及啓発グッズの作成・配付、③各地区行事の支援、④都庁舎でのパネル展を行う。	○都との「民生委員・児童委員活動に関する検討委員会」と普及・啓発事業推進委員会での検討内容に鑑み、その方向性に従って事業の展開を図る。
○活動強化方策の具体化に向け、各種事業を着実に実施する。	○「東京版 活動強化方策」の5本の柱の具現化に向け、各種事業を着実に実施する。
○110周年を見据えた今後10年間の活動指針である活動強化方策の着実な実践に向け、方策の進捗を管理する体制を確立する。 ○一斉改選に伴い行われる都民連の役員改選への準備を、活動の継続と協議会としてのガバナンス等、適切な組織運営に留意して行う。 ○児童相談所の23区ならびに八王子市での設置に向け、四者協のあり方の検討に着手する。	○「東京版 活動強化方策」の5本の柱の具現化に向け、各種事業を着実に実施する。

	事業名	中期目標
5	東京ボランティア・市民活動センター (1)多様なボランティア、NPO等の市民活動への主体的な参加の促進、支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア・市民活動への参加の促進をより一層図るため、相談および情報提供を柔軟かつ迅速に行う。 ○学校、地域等における市民学習の推進について、中高生のより積極的・主体的なボランティア・市民活動への参加の実現をめざす。 ○介護等体験事業について、ボランティア・市民活動の理解と参加の促進をすすめるため、体験学生の福祉教育・市民学習の推進に重点的に取り組む。 ○企業ボランティア推進事業では、企業セクターとの連携を拡大するために、情報の発信と協働プログラムの開発を推進するとともに、災害時に備え、企業セクターと地域のセンターとをつなぐ。 ○GSコミュニティ支援プログラムについて、児童福祉施設の奨学生の大学進学支援と中退防止を行うとともに、奨学生の卒業および就労支援を推進する。 ○企業CSR等連携促進事業(東京D&Iプロジェクト)について、障害関係団体と企業・社員の協働をさらに積極的にすすめるために、情報発信を強化する。また、プロボノによる障害関係団体の基盤強化を図る。 ○夏の体験ボランティア事業について、ボランティア活動およびNPO法人等の市民活動への参加を促進するため、特に大学生や社会人が参加しやすいプログラムの作成を行う。 ○当事者ボランティア・市民活動推進事業について、当事者活動、ボランティア・市民活動への参加の促進をより一層図る。また、当事者活動・セルフヘルプ活動への効果的な支援を行う。
	(2)ボランティア、NPO等の市民活動の推進、支援	<ul style="list-style-type: none"> ○NPO法人設立・運営相談および認定NPO法人取得相談について、広くNPO・市民活動団体の設立運営に関わる相談支援を行うことで市民活動の促進を図る。 ○NPO法人設立ガイダンス、NPO法人運営入門・実務講座等について、NPO法人や市民活動団体が自分たちのミッションや体制にあった運営ができることを支援する。 ○福祉施設等のボランティアコーディネーター研修について、受け入れる側の福祉施設におけるボランティアコーディネーション力の向上を支援する。 ○ボランティア基金によって、都内のボランティア団体、NPO法人等の市民活動団体の活動を活性化するとともに、地域の諸課題への取り組みをすすめる団体への支援を行う。

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部署の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○NPOの活動支援を行うにあたり、法制度をはじめとするさまざまな諸制度や支援の動向を把握し、事業展開を行う。さらに、当事者活動・セルフヘルプ活動への効果的な支援を行うため、運営上の課題や具体的かつ実現可能な支援方策を検討し、実施する。 ○「ボラ市民ウェブ」のPRをすすめるとともに、災害時の情報収集、情報発信について整理する。 ○ボランティア・市民活動情報誌「ネットワーク」についてより広く情報発信を行っていくため、新たな無償頒布先の検討を担当内で検討を続けていく。また、読者のニーズに見合った特集を提案するため、編集委員および東京ボランティア・市民活動センター職員との情報交換を重点的に行う。 ○広報活動(ボランティア・市民活動の理解促進)を重点的に推進する。また、学校を取り巻く、市民コーディネーターを発掘・育成するため、具体的な研修プログラムを検討し、試行する。これまでの取組みをまとめ、「ボラ市民ウェブ」を活用し、広報活動に努める。 ○ガイダンスを実施した学校でのガイダンス内容の評価を行う。 ○情報発信の基盤づくり、協働プログラムの開発をすすめる。 ○30年度に高校2年生に当たる第10期の募集は開始しており、引き続き中退防止と今後の事業展開について検討する。 ○プロボノによる障害関係団体の基盤強化に取組む。最初の2年間は、企業・社員向けのセミナーの実施や情報発信を優先してきたが、3年目からは障害関係団体を対象にした事業展開に力を入れる。 ○参加者がいないプログラムの減少をめざし、受入れ団体と協力しプログラムの内容や表現を工夫するため、ボランティアグループやNPO法人等とつながるための場を設定していく。また、現状や課題の共有を行うため、他の都内推進団体と情報共有をすすめる。参加しやすいプログラムの検討および試行に努める。 ○相談および情報提供、ネットワーキングの支援を行う。また、運営上の課題や具体的かつ実現可能な支援方策を検討し実施する。利用可能な活動場所・拠点確保につながる情報提供などに取組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き取組みを強化する。 ○引き続き取組みを強化する。 ○特集記事や取材先の団体の傾向から、どのような社会課題が今後注目を浴びるのかについて、検討を重点的に行う。 ○大学ボランティアセンター連絡会など、市民学習の取組みを推進していくネットワーク団体の構築・発展を推進する。 ○ガイダンス内容や資料の定期的な見直しを行う。また、必要に応じて、学生向け、あるいは施設向けの啓発資料を作成し、頒布していく。 ○積極的に情報を発信するとともに、企業の多様なリソースを活かした非営利団体の組織強化に取組む。 ○中退防止と今後の事業展開について検討する。 ○協働プログラムの実施と社会に向けた情報発信の強化に取組む。 ○プログラムを展開する。 ○日常の相談業務などを通して、引き続き取組みを強化する。
<ul style="list-style-type: none"> ○必要な相談支援は何かを検討しながら事業をすすめる。 ○団体の設立・運営の基礎を相談事業の中で蓄積したノウハウをベースに、専門家の協力を得て実施する。講座内容に必要とされているテーマを積極的に取り入れて実施する。 ○参加者を増やしていくために、効果的なPRを検討する。 ○引き続き、ボランティア活動のすそ野を広げていくための助成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な相談支援は何かを検討しながら事業をすすめる。 ○相談業務を通して必要とされるであろう講座の企画を行う。 ○引き続き取組みを強化する。 ○引き続き取組みを強化する。

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

	事業名	中期目標
5	(3)幅広い関係機関、団体とのネットワークと協働の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民社会をつくるボランティアフォーラムについて、参加者数の増加の実現をめざす。 ○テーマ別市民活動団体との協働について、引き続き地域福祉部との共管事業も含め、テーマ別団体とのネットワークを強化する。 ○災害ボランティア活動の推進について、広域避難者支援は復興創生期間の終了(制度的な支援の終了)を見据え、今後発生する広域避難者の生活課題に対応するため、多様な団体との連携・協働をすすめるとともに、東日本大震災などの被災者支援に関わりたいという東京の市民や市民団体の声に応えるべく、避難者支援への市民参加・協働の促進をすすめる。また、災害ボランティア機能強化について、首都直下地震等大規模災害による被害の軽減(防災・減災)をめざし、多様な団体との協働によるさらなる取組みを推進するとともに、協働による災害に備えた取組みをすすめるため、多様な団体が協働しやすいネットワーク組織のあり方について検討し、実施に向けてトライする。さらに、災害が発生した際にコーディネーターがスムーズに活動できるよう、環境整備を行う。
	(4)中間支援組織および自治体と連携、協働した活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○都内ボランティアセンターのさらなるネットワーク強化をめざすため、ボランティアセンター職員の主体的な参加による取組み(TVACと区市町村VCとの協働の取組み)を推進する。 ○中間支援組織コーディネーター研修について、幅広いネットワークを構築するため、幅広い市民参加・協働を推進するとともに、新たな層の理解と参加を促進する。また、地域の取組みの支援と普及するため、区市町村社協等と協働し、各地域の取組みを推進する。
	(5)センターの組織、運営の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○さまざまな団体から構成されている運営委員会の意見をベースにして、センター事業をすすめていく。
6	東京善意銀行	<ul style="list-style-type: none"> ○社会貢献事業を実施する企業等に対して、社会福祉施設・事業所が企業等に求めるモノ・コトを詳細に把握し、その情報提供を重点的に実施する。

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○過去の実行委員、参加者(TVAC職員も含む)と、改善点をあげる場を設け、分科会内容の検討および広報の方法を工夫する。また、企画力・発信力のある実行委員メンバーを集めるため、委員選出の方法を検討する。 ○これまでの実績をふまえて、新たな課題解決の方策を協議する。 ○今後の長期的な避難者支援のあり方について、行政・民間団体との意見交換をふまえ、具体的な方向性をともに探る。 ○次期アクションプラン初年度の年のため、関係する団体に計画を着実に共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き取組みを強化する。 ○引き続き取組みを強化する。 ○2020年度は復興創生期間の終了時期となるので、この時までには都内のさまざまな団体が連携・協働する形で避難者に関わる地域づくりと幅広い(多様な)市民参加・協働をめざす。 ○アクションプランの実行に向けて具体的に取組んでいく。
<ul style="list-style-type: none"> ○事務局連絡会議の実施に向けた意見交換の場を設定のうえ、実施する。 ○プログラムの構成を検討し、実行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目の実施状況をふまえ、センター会議の実施に向けた意見交換の場の設定ならびに実施をめざす。 ○プログラムの構成の変更による参加状況や参加者の声をもとに、プログラム構成を見直す。
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな任期となる運営委員会を活性化させるため、運営委員の担当制を一層すすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営委員の意見を業務改善につなげるようなしくみを検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○寄附者が行おうとしている社会貢献等を把握する。 ○社会福祉施設が求める社会貢献および寄附ニーズを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業等が社会貢献事業を行おうとするときの本事業への期待を把握する。 ○把握した情報を都内の企業等に広報する。

iv 地域の取組みの支援と普及

	事業名	中期目標
1	区市町村社会福祉協議会との協働	<p>○地域共生社会づくりをすすめるため、以下の取組みを推進する。</p> <p>1) 区市町村社協における「地域づくりをすすめるコーディネーター」の配置および活動の促進</p> <p>2) 地域づくりをすすめるコーディネーター、民生児童委員、社会福祉法人をはじめとする関係機関等との連携による地域づくりの推進。</p> <p>3) 地域福祉計画と連動した地域福祉活動計画の策定および計画に裏付けられた活動の支援。</p> <p>4) 生きづらさを抱え孤立しがちな人を包摂し、共に支える地域社会のあり方を関係する多方面から検討し、その推進方策を明らかにする。</p>
2	地域づくりをすすめるコーディネーターの養成	<p>○東京らしい地域共生社会づくりに向け、地域福祉コーディネーターを中心とした地域づくりをすすめるコーディネーターの養成と各区市町村での配置を推進する。</p>
3	多様な主体の地域貢献活動による地域包括ケアの推進事業(東京ホームタウンプロジェクト)	<p>○地域の「地域生活課題」への対応力を高め、地域包括ケアを実現するために、中間支援機関(行政・社協・地域包括等)の地域づくりを支援する。</p>
4	地域(区市町村域)における社会福祉法人の地域公益活動の推進・支援	<p>○区市町村社協において、東京らしい地域共生社会づくりに向け、地域づくりをすすめるコーディネーターの活動と社会福祉法人の連携による地域公益活動、民生児童委員活動との連携・協働のもとで推進・支援する。</p>

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○地域づくりをすすめるコーディネーターのプロジェクトを継続・充実し、その成果を発信する。 ○地域福祉計画の所管課(区市町村行政)を交えた情報交換会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターやボランティアコーディネーターを含め、地域づくりをすすめるコーディネーターの活動スタイルの確立と全地区への設置促進を図る。 ○住民や福祉関係者等(民生委員や社会福祉法人を含む)の地域づくり活動推進者との協働体制を確立する。 ○すべての地区の地域福祉計画と地域福祉活動計画に地域づくりをすすめるコーディネーターを中心とした取組みを位置づける。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉コーディネーター養成研修のプログラム内容の整理・再検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーター研修との整理、再検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援コーディネーターを中心とした地域づくりの現状・課題の実態把握を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目の取組みに加え、区市町村社協に対する活用促進の働きかけ(プロボノ支援における協働団体等)を強化する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワーク機能の充実と、具体的な連携事業化に向けたモデルの提示等の検討を推進協議会との連携によりすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携事業の推進と見える化を図る。

V 情報発信と提言

	事業名	中期目標
1	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○中期計画の重点目標の達成をめざし、とりわけ東京の特性をふまえた課題について実態把握調査を必要に応じて実施していく。 ○上記により把握した課題の実情を解決していくにあたり、部会等の東社協の複数のネットワークが協働した身近な地域における取組みを推進する。 ○調査を実施するための、企画から実施、集計・分析、公表までを意図した計画立案できる事務局の能力を高めていく。
2	戦略的広報事業	<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信力をより高めていくため、局内連携を強化し各部室における取組みを推進する。 ○中期計画の重点目標を達成するため、広報戦略を設定し、局内の共通理解のもとで情報発信を推進する。 戦略1：福祉課題や実践方策に関する情報の集約と蓄積 戦略2：身近な地域における社協、社会福祉法人・施設による情報発信の強化 戦略3：東社協における広報戦略に基づく情報発信体制の強化
3	インターネットを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や福祉関係者に向けたより適切な情報発信をめざし、公式サイトによる情報提供(周知・報告)やポータルサイトによる事例提供等、ツール別の発信をさらに推進する。 ○アクセシビリティのさらなる向上をめざし、サイトごとの課題や各部室の意向もふまえたうえで、インターネットを活用した情報発信のあり方について検討する。
4	福祉広報	<ul style="list-style-type: none"> ○本会機関紙として、会員をはじめとする多様なネットワークによる協働がより一層すすむよう、中期計画の重点目標に対するそれぞれの取組みを重点的に情報発信する。 ○地域生活課題に対応する福祉実践事例の収集・発信・蓄積の機能を構築するため、「ふくし実践事例ポータルサイト」と福祉広報の連携を強化する。
5	出版事業	<ul style="list-style-type: none"> ○経営支援関係や「とはシリーズ」などのニーズの高い書籍の新刊作成・改定作業を着実にすすめるため、安定的な発行体制の構築を検討する。 ○在庫を正確に把握し適正な在庫量を保つため、より適切な在庫管理の方策を検討する。 ○東社協の出版事業の目的について、経営支援、現場支援、情報発信、自主財源造成など、整理を行う。
6	地域福祉推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○平成29～30年度に検討した「東京らしい“地域共生社会づくり”のあり方」(報告)をふまえ、今後の重要なテーマを設定のうえ、検討をすすめる。

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな中期計画の初年度として、以下について調査研究を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1)生活困窮者自立支援制度と社協事業等の連携 2)新たな層を対象とした福祉人材の確保・育成・定着のあり方の検討 3)災害時の被災状況の把握のしくみづくりなど、東京の特性に応じた「災害に強い福祉」 4)身近な地域における福祉の魅力の可視化 ○東社協事務局および部会等が調査を実施するための職員の調査実施の力量を高めていく取組みをすすめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目に把握した実態をもとに、部会等と連携し、具体的な解決方を提案する。 (例示) <ol style="list-style-type: none"> 1)社会福祉法人による地域連携を活用した身近な区市町村圏域における福祉人材対策 2)福祉の魅力伝えるために有効な素材を集めたコンテンツの作成 3)災害時における福祉施設・事業所の再開支援プログラムの開発 4)福祉施設・事業所における未経験者受け入れ支援 など
<ul style="list-style-type: none"> ○各部室からの発信(調査結果概要のウェブ掲載、福祉広報NOWやポータル等への執筆)を充実する。 ○局内の「(仮)情報発信担当者連絡会」や研修会(広報、調査等)を通じて局内連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目の状況をふまえ、戦略に基づいた取組みを継続・強化する。 ○恒常的にタイムリーに局内の情報を集約して発信できるしくみを作っていく。
<ul style="list-style-type: none"> ○記事作成→ポータル掲載→福祉広報や報告書としてとりまとめといった一連の流れを定着させる。 ○保守委託業者によるコンサルティングや「(仮)情報発信担当者連絡会」を用いて、現在展開しているサイトの課題や局内ニーズを把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目に把握した課題やニーズをもとに、公式サイト全体の全体リニューアルも視野に入れた検討を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな中期計画の重点目標に対するさまざまな主体の取組みや課題を可視化して発信し、多様なネットワークの協働に資する。 ○局内に「(仮)情報発信担当者連絡会」を設置し(年2回開催)、計画的な情報発信の体制を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会情勢の変化に対応し、中期計画の重点目標を中心としつつ、新たな課題について情報を発信する。 ○読者アンケートなどにより必要とされている情報を把握し、ニーズに応じた発信を強化する。 ○個人購読者制度の今後のあり方について検討する。
<ul style="list-style-type: none"> ○総務部・福祉部等関係部署によるPTを設置して、安定的な発行体制の構築を検討する。 ○在庫管理の現状と課題を把握したうえで新たな方策を検討するとともに、廃棄基準を見直す。 ○東社協の役割・機能との関連で優先順位の高い出版物から発行できる体制を構築していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな発行体制のもと、新刊作成・改定作業をすすめる。東社協で実施している事業等から新刊を作成する。 ○在庫管理を徹底し、適正な在庫量の確保に務める。
<ul style="list-style-type: none"> ○新たなテーマを設定し、東京らしい地域共生社会づくりを着実にすすめるための具体的な取組みの方向性と方策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○1年目に設定したテーマ、またはさらに新たなテーマで地域共生社会づくりの検討をすすめるとともに、時宜にかなった提言を行う。

vi 東社協法人基盤の強化

	事業名	中期目標
1	東社協法人基盤の強化 (1) 役員会・法人運営	<ul style="list-style-type: none"> ○事業運営の透明性の確保を行う。 ○内部管理体制確立のための取組みをすすめ、役員会をはじめ法人の各組織の運営が効果的、適正に行われるよう、規程等に沿った運営をすすめ、課題があれば見直しを行う。また、指導検査の対象から外れた事業面の適正な運営を図るための取組みを行う。
	(2) 会員組織・会費	<ul style="list-style-type: none"> ○一層幅広い事業者のネットワークの構築のための推進方策の検討を行い、方策を検討する。
	(3) 庁舎管理・事務局運営	<ul style="list-style-type: none"> ○IT化の推進などによる業務の合理化、効率化の推進を図る。 ○「情報セキュリティガイドライン」(仮称)の策定を行い、各部署のマニュアル作成につなげる。 ○総務部機能の強化のための方策を検討する。 ○会議室の修繕、災害時備蓄品の貯蔵スペースの確保などの環境整備を順次すすめる。
	(4) 職員採用・育成	<ul style="list-style-type: none"> ○組織運営、事業推進を担う職員育成に必要なプログラムを構築・実行する。そのため、職員像をふまえた研修プログラム、人材確保・育成方針を検討し、それぞれ中期計画期間中に実施に移す。
	(5) 福祉基金	<ul style="list-style-type: none"> ○事業目的に応じた基金の造成を推進するとともに、基金の果実を東社協の役割をふまえた事業の安定した運営と充実のために充当する。
	(6) 総合企画委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の方向性だけでなく、各組織の取組みが効果的なものとなるような総合的な企画調整機能を発揮できるよう、新たな中期計画の進行管理を行う。 ○総合企画機能をより一層発揮できる組織体制を確立する。 ○会長からの諮問と会長への意見具申が会員活動や事業展開に反映できる機能を確立するため、地域福祉推進委員会や施設部会連絡会との連携をさらにすすめる。
	(7) 中期計画進行管理等	<ul style="list-style-type: none"> ○東社協の5つの基本的な役割を着実に実行して「共通目標」「重点目標」を達成するとともに、新たな3か年の後、将来にわたって安定的にその役割を果たせる基盤を構築する。 ○6つの重点目標を複数の事業による協働を通じて着実に達成するために、目標達成に向けた複数の事業の取組み状況や成果を積極的に可視化する。 ○東社協法人基盤の強化は、内部管理体制の構築につなげるとともに、①東社協の役割を果たせる人材の育成・活用、②マネジメント力を高める組織運営基盤・方法の確立、③東社協の基盤強化に向けたネットワークの充実・拡大の3つの課題の解決を検討の段階から具的な実行の段階へとすすめる。
	(8) 局内の総合調整機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○前期の中期計画から引き続く6年間の経営改革期の後期の3年間として、東社協の局内におけるマネジメント力を高める組織運営基盤とその方法を確立する。 ○上記をすすめるため、①事業評価サイクルに基づく事業の再構築、②財源充当を明確にした予算の執行管理機能の確立、③部室の経営力構築に基づく総合調整の強化を重点的にすすめる。 ○人事・給与・勤怠管理のシステムが分散しており、業務の効率化を図る必要がある、一方、内部管理体制を整備するなどガバナンスの強化のための取組みが求められており、両者を併存させながら、東社協組織の強化を行っていく必要がある。

1年目の展開方策	2年目以降の展開の方向性
○内部監査の機能を活かし、事業における適正な運営を担保する。	○内部管理体制の整備状況を随時確認しながら、必要な取組みをすすめる。
○今後の東社協組織の方向性の検討を役員会、総合企画委員会等で行いながら、財源確保も念頭においた実施計画を策定し、未組織領域について、会員組織としてのネットワーク化、事業連携によるネットワーク化などを図る。	○東社協におけるネットワークの拡大策を推進していく。
○IT化の推進などによる業務効率化を推進するとともに、予算執行管理体制をはじめとする総務部の各機能と各部署との役割整理を見直す。 ○「情報セキュリティガイドライン」(仮称)を策定し、各部のマニュアル作成作業に入る。 ○東社協の災害前後の体制、取組課題の検討を行う。 ○財源が確保できた項目から必要な環境整備を行う。	○「情報セキュリティマニュアル」に沿った取扱いを各部署ですすめる。 ○災害前後の体制における取組み課題について検討をすすめる。また、災害訓練等の備えをすすめる。 ○財源確保の状況に合わせて環境整備をすすめる。
○研修プログラムの検討を行い、経験年数、職制、部室の業務内容に合わせたプログラムの構築を終えるとともに、人材確保・育成方針および計画の立案を行う。	○1年目に検討したプログラムや計画に沿った取組みをすすめる。
○「(仮)寄附文化推進プロジェクト」を局内に設置し、寄附希望者の意向を持つ個人、企業等からの受入れを拡充できるよう、取組みを検討する。	○検討内容に沿った取組みをすすめる。
○中期計画の初年度の目標が東社協の役割を發揮して達成できるよう進行管理を行う。	○総合企画委員会と会員活動等各組織における取組みの双方向性を高めるための、具体的な方策について検討する。
○中期計画の進捗状況を地域福祉推進委員会に報告し、意見を反映しながら、総合企画委員会において推進評価する。 ○重点目標にかかわる取組みを可視化し、局内向けに情報共有する方策を検討する。 ○最大3つまでの事業連携系PTを局内に設置し、重点目標を達成するための協働事業を企画する。 ○東社協法人基盤の強化をすすめるための3つの組織基盤系PTを設置し、①あるべき職員像をふまえた育成プログラム等の構築、②情報セキュリティとBCPの構築、③会員組織と事業推進を通じたネットワークの強化について目標を設定した取組みをすすめる。	○1年目の取組みをふまえ、効果的な推進方策を確立する。 ○重点目標に対する取組み状況と成果を対外的に情報発信していくことを強化する。 ○東社協法人基盤の強化に向けて、①今後の組織運営、事業推進を担っていく職員育成、②ガバナンスの強化と自主財源確保の取組み、③今後の東社協組織の方向性の検討をすすめる。
○東社協法人基盤の強化をすすめるための3つの組織基盤系PTを設置し、①あるべき職員像をふまえた育成プログラム等の構築、②情報セキュリティとBCPの構築、③会員組織と事業推進を通じたネットワークの強化について目標を設定した取組みをすすめる(再掲)。 ○人事・給与・勤怠管理のシステムを統合した新システムの導入に向けた準備を進める。 ○中期計画の法人基盤の取組みの中で組織運営に関するPTを設置し、内部管理体制確立、ガバナンスの強化に向けた取組みの検討を行う。	○東社協法人基盤の強化に向けて、①今後の組織運営、事業推進を担っていく職員育成、②ガバナンスの強化と自主財源確保の取組み、③今後の東社協組織の方向性の検討をすすめる。 ○PTの検討内容に沿った取組みを推進する。

3 東社協法人基盤の強化に向けて

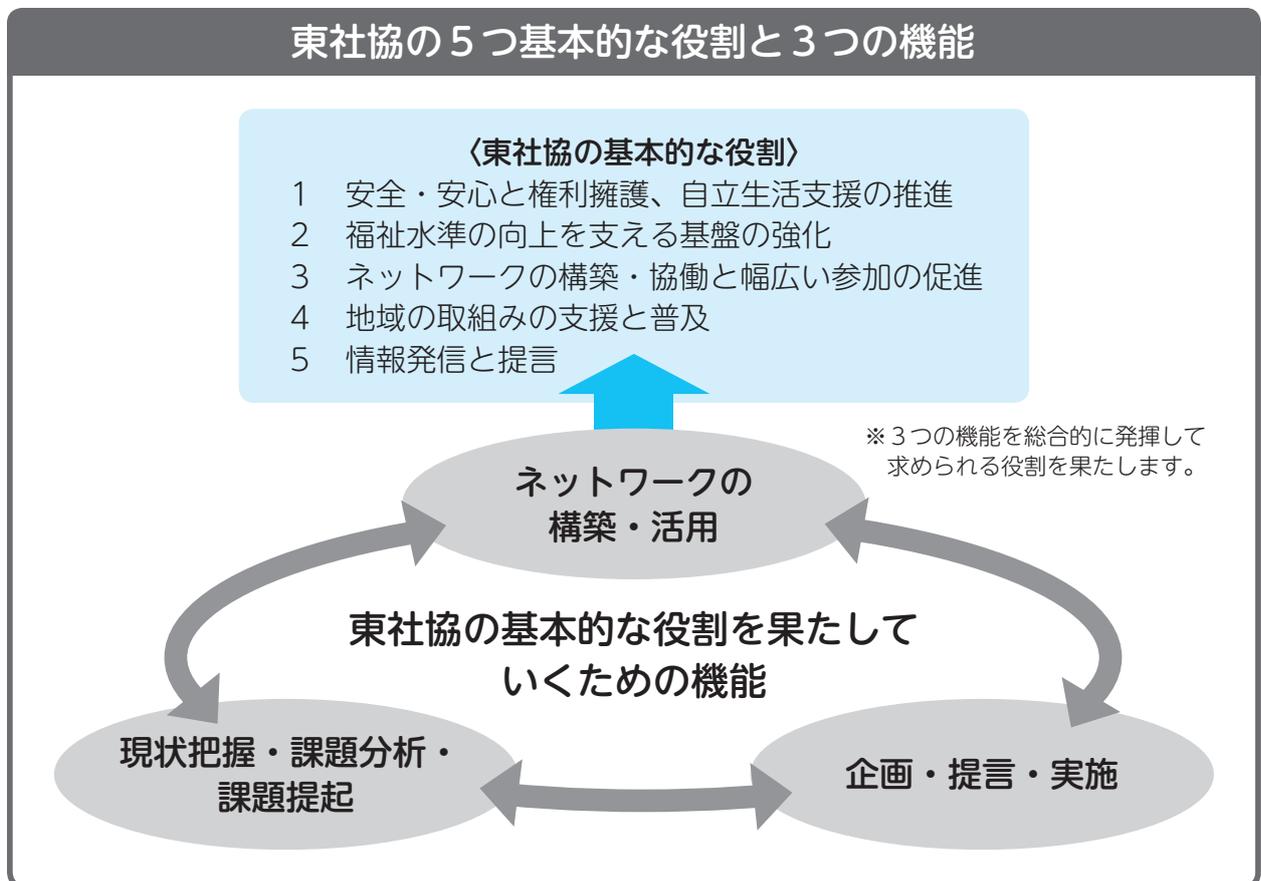
(1) 東社協の基本的な役割と機能に基づく求められる職員像

平成28～30年度の東社協中期計画では、局内に「職員育成・評価PT」を設置し、東社協の役割と機能を発揮していくために求められる職員像を検討しました。新たな中期計画では、「法人基盤の強化」の重点目標の一つである「東社協の役割を果たせる人材の育成・活用」の取組みとして、この職員像をもとに職員育成システムを具体的に構築します。

① 東社協の役割を果たしていくために必要な機能

東社協は、福祉事業者・関係者、区市町村社協、行政、NPO、当事者団体や民間企業など幅広いネットワークを構築する中で、東京における地域福祉の推進を図ることを目的としています。そこでまず大切なのは、関係者等のネットワークを活かして住民や福祉サービス利用者の生活課題等を明らかにすることや、ネットワークにおける検討、協議を通して関係者の取組みの現状や課題を的確に把握することです。そのうえで、明らかになった課題を分析、可視化し、解決に向けた今後の方向性を提起することや、必要に応じて東社協自らが効果的な事業を企画、実施することも求められます。

このように東社協が求められる役割を果たし、目的を遂行していくためには、そこで働く職員が「ネットワークの構築・活用」、「現状把握・課題分析・課題提起」、「企画・提言・実施」の3つの機能を有機的につなげ、循環させ、効果的に事業展開するという役割行動を執ることが重要です。



東社協の役割と機能に基づく求められる職員像

東社協の職員が、東社協に求められる基本的な役割を果たしていくためには、以下の「価値観・態度」と「能力・行動特性(コンピテンシー)」が求められます。そして、「チームワーク」と「組織性」を発揮しつつ、それぞれの職責に応じて業務の遂行に必要な知識・情報、技術・技能を習得することが求められます。



すべての人の尊厳を重視する人権意識

地域福祉の推進に向けた価値観や姿勢

1

「現状把握・課題分析・課題提起」のために…

⇒「社会の急激な変化や、地域・利用者のニーズ・課題を把握し、可視化する」

東社協の職員は、日頃から、地域・利用者の生活課題や関係者が有する課題を敏感に感じ取る感性を磨きます。そして、社会福祉に関連する多様な情報、専門知識を積極的に習得するとともに、調査やネットワーク等とおして課題を迅速、正確に把握し、整理、分析、言語化・可視化して社会や関係者にわかりやすく発信・提起します。

2

「ネットワークの構築・活用」のために…

⇒「関係者と協議し、意見をまとめ、信頼関係をつくる」

東社協の職員は、地域社会における「多様性の価値」や「協働の力」を深く理解し、コミュニケーション能力と調整力を発揮して、価値観や背景の異なる多様な人々の意見をまとめ、信頼関係に基づくネットワークを構築、強化します。そして、ネットワークの取組みを通じて、正確な現状把握や課題提起、あるいは必要な事業の企画・実施等に的確につなげます。

3

「企画・提言・実施」のために…

⇒「課題解決の道筋を提案し、実施する」

東社協の職員は、調査やネットワークを通じて明らかになった課題を解決するため、その課題を社会や関係者に向けて発信するだけでなく、課題解決に必要な事業を企画、提案するとともに、必要に応じて自ら事業を実施します。そして、利用者や関係者に信頼される、的確な質の高い事業の実施をとおして、あらためて明らかになった課題を分析し、発信します。

(2)災害発生時における東社協の事業展開

リスク管理の強化に向けた課題への対応として平成28～30年度の東社協中期計画では、局内に「リスク管理PT」を設置し、災害発生時における東社協の事業展開を以下のように整理しました。平成31年度(2019年度)からの中期計画でも、「法人基盤の強化」の重点目標の一つである「組織運営基盤・方法の確立」の取組みとして、災害対応の体制を構築します。

基本方針

- (1)大規模災害発生時には、原則として通常業務をすべて休止します。
- (2)災害時に東社協がその役割を発揮すべき3つの「災害支援業務」を中心に行います。
- (3)例外的に継続すべき「優先業務」を災害対策本部が定めます。

平時

局内に以下の体制を設けて必要な取組みを行います。

- 災害対応の構築をめざし、「リスク管理(災害対応)PT」を設置し、全部室と協働した検討をすすめます。
- 各部室から委員を選出した常設の「災害対策推進委員会」を設置し、訓練の実施などに取組みます。

大規模災害の発生

通常業務

原則休止

災害対応の構築に向けて

2019年度

◎災害支援業務検討に向けた全体計画策定

◎災害支援業務の検討
* BCPの柱の具体化

2020年度

- ◎災害支援業務の検討
* 各種マニュアル作成に着手
- ◎各部署の発災時対応を整理
* 東社協全部署のBCP策定(初動期・応急期)

初動期

応急期

事業再開期

1 災害支援業務(=新たに発生する業務)

※災害時に東社協がその役割を発揮するべく取組む業務

(1)本部業務(総務部+〇〇部室)

(2)災害時福祉施設等支援業務(福祉部+〇〇部室)

①施設部会による支援、②災害福祉広域調整センター

(3)区市町村社協・ボランティア等支援業務

(地域福祉部+福祉資金部+民生児童委員部+

東京ボランティア・市民活動センター+〇〇部室)

①区市町村社協活動支援、②災害ボランティアセンター、③資金貸付

災害対策本部

災害時に本部が優先業務を選択

2 優先業務(=災害時にも継続する通常業務)

※事業を中止することによって、会員・サービス利用者等の都民の生命、生活および財産等に大きな不利益を生じる場合に、例外的に縮小しながら継続する業務

3 休止業務(=災害時は休止する業務)

4 事業再開

2021年度以降

◎各部署の発災時の対応を整理

*東社協全部署のBCP策定
(事業再開期)

*各部署のBCPとりまとめ、調整

◎BCP訓練の実施とBCPの見直し

*災害対策本部BCP訓練
*各部署におけるBCP訓練

◎災害支援業務マニュアルの作成・改定

4 計画の推進評価

- (1) 協働推進事業を通じ、重点目標にかかる各事業の取組みを可視化し、事業間の共有を深めます。
- (2) 各年度の事業評価を通じて、局内において達成状況を確認しながら必要な見直しを行います。
- (3) 総合企画委員会において、計画の取組みを推進評価します。
- (4) 地域福祉推進委員会と連携し、新たな横断的な課題に対する解決力を高めます。

I 平成31年度(2019年度)からの
東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と
東社協の役割

III 共通目標と重点目標・
協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての
事業における中期目標

資料編

資料編

1

平成28～30年度 東社協中期計画における重点事業の成果

本会では、平成28～30年度の東社協中期計画において3つの重点目標を定め、東社協の各事業が協働してその実現をめざし、以下のような達成状況となっています。

平成28～30年度 東社協中期計画 重点目標の達成状況

重点目標1

協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり

重点事業

平成28～30年度の中期計画における中期目標

1

社会福祉法人の連携
による地域公益活動
推進への支援

- (1) 区市町村における社会福祉法人による地域ネットワークが全都的に広がり、ニーズを共有して解決するステージへ
- (2) 多くの法人の参画を得るとともに、地域を超えた課題は広域連携事業によって解決

2

「地域共生社会」の実
現に向けた地域にお
ける課題解決力の強
化の推進

- (1) 東京の特性に応じた東京都版「地域共生社会」の構築へ
- (2) 改正社会福祉法に社会福祉法人が円滑に対応し、地域で役割を安定的に果たす経営基盤づくりへ
- (3) 社会福祉法人が捉えるニーズを可視化して、地域に向けて発信し区市町村社協と連携して地域における主体的な解決へ
- (4) 「子どもの貧困対策」を地域における課題として解決に取り組む地域づくりをすすめるとともに、生活困窮者自立支援制度においても地域づくりのできる地域社会へ

平成28～30年度 東社協中期計画における重点目標

平成28～30年度の中期計画では以下の3つの重点目標に取り組みをすすめました。

- 重点目標1** 協働を進め、ニーズを見逃さず解決できるしくみづくり…58～59頁
- 重点目標2** 地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着と地域社会の担い手づくり…60～61頁
- 重点目標3** 「災害に強い福祉」の備わったまちづくり…62～63頁

達成状況(平成31年2月現在)

〈社会福祉法人の連携による地域公益活動推進への支援〉

- (1) 都内51地域で区市町村圏域のネットワークができ、各地域でニーズに応える取り組みも始まりました。
- (2) 28年9月に「東京都地域公益活動推進協議会」が活動を開始し、294法人1,030事業所が参加しています。

〈「地域共生社会」の実現に向けた地域における課題解決力の強化〉

- (1) 地域福祉推進委員会「地域福祉推進ワーキング」で東京らしい「地域共生社会づくり」のあり方を施設、社協、民生児童委員等のメンバーがともに検討し、提言をまとめました。
- (2) 相談、研修を通じて改正社会福祉法対応の経営支援に努めました。
- (3) 法人・事業所における地域公益活動の事例をホームページ等で情報発信するとともに、東社協が取材、調査等で蓄積した300事例を発信する「ふくし実践事例ポータルサイト」を開設しました。
- (4) 「生活困窮者自立支援法における地域のネットワーク活用に関する区市アンケート」、「生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金の連携状況と事例のヒアリング調査」を実施し、東京における取り組み課題を把握しました。
- (5) 30年度に会員施設・事業所を対象に「地域共生社会づくりに向けた施設・事業所の取り組みに関するアンケート」を実施しました。



重点目標2

地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着

重点事業

平成28～30年度の中期計画における中期目標

1

キャリアパスを活かした福祉人材の確保・育成・定着の推進

- (1) キャリアパスの構築と有効活用を支援し、福祉サービスの質の向上を職員のやりがいに
- (2) 多様な関係者のプラットフォームを核に全都的な取組みに限らず地域特性をふまえた実践を重視し、区市町村や教育機関との連携により総合的で効果的な人材確保・育成・定着
- (3) 福祉のしごとに対する正しい理解の促進と人材確保のすそ野を拡大

2

次世代等の新たな層の福祉・市民活動への理解と参加の促進

- (1) 若年層、元気高齢者、潜在する有資格者など、次世代を担う人材に対する理解と参加を促進
- (2) 身近な地域における福祉課題の市民目線な情報発信をし、地域の課題への理解と解決する力(地域の福祉力)を向上
- (3) 時代状況の変化に応じた「新たな層」への戦略的なアプローチ



と地域社会の担い手づくり

達成状況(平成31年2月現在)

〈キャリアパスを活かした福祉人材の確保・育成・定着の推進〉

- (1) 福祉人材対策を施設部会連絡会の共通課題とし、福祉人材センターとも取組みを共有しながら部会ごとの取組みを推進しました。
- (2) 業種を横断し、職層を横断し、「質と量の好循環をめざした福祉人材の確保・育成・定着に関する調査」を実施し、業界として8つの課題を明らかにし、それに対応した取組みをすすめました。
- (3) キャリアパス推進の研修を充実するとともに、(2)の結果もふまえ「はじめて社会福祉を学ぶ福祉職員のためのスタートアップ研修」を創設しました。
- (4) 「東京都福祉人材対策推進機構」の取組みを開始するとともに、福祉人材対策について施設部会、区市町村社協との連携、大学、養成校との連携を強化しました。
- (5) 事業所支援コーディネーターの派遣や研修等により、福祉施設・事業所の採用力・定着力、職場環境改善の取組みを推進しました。

〈次世代等の新たな層の福祉・市民活動への理解と参加の促進〉

- (1) 東京都福祉人材センターでは、次世代等のすそ野を広げる取組みとして、地域の施設等と連携した中高生向け出前授業、福祉職場の体験事業に積極的に取組み、参加者が増えています。
- (2) ボラ市民ウェブにおける活動情報の検索機能を高めるリニューアルを行ったほか、「企業CSR等連携促進事業」を新たに始めました。
- (3) 地域づくりを担う地域福祉コーディネーターを配置する区市町村社協は29社協となっています。地域福祉コーディネーターは未設置だが、生活支援コーディネーターを配置しているのは15社協です。また、30年度からは「地域づくりをすすめるコーディネーターの養成」に取り組んでいます。
- (4) 民生児童委員活動の東京版活動強化方策を策定しました。
- (5) 福祉施設、区市町村社協、教育関係者による「福祉の魅力可視化プロジェクト」を設置し、職場体験に来た中学生に福祉の魅力を伝えるための小冊子を作成して福祉施設による情報発信力を支援しました。また、ユースページをリニューアルしました。

重点目標3

「災害に強い福祉」の備わったまちづくり

重点事業

平成28～30年度の中期計画における中期目標

1

「災害に強い福祉」 推進事業

- (1) 「災害ボランティアセンター」と福祉施設、職能団体の機能をふまえた「災害福祉広域調整センター」「施設部会活動」の協働をすすめるとともに、東京都、区市町村と連携した大規模災害時の適切な支援を構築
- (2) 東京の特性をふまえ課題に対応するネットワークによる災害に強い福祉の備わった地域づくり

2

平成28～30年度 東社協中期計画における法人基盤の強化

本会では、平成28～30年度の中期計画において法人基盤の強化に取組み、その達成状況は以下のようになっています。

平成28～30年度の中期計画における中期目標

1

地域福祉推進委員会 ならびに施設部会連 絡会の強化

- (1) 地域福祉推進委員会の提言力を強化するため、「地域福祉推進検討ワーキング」を設置
- (2) 施設部会連絡会の回数を増やすとともに、共通課題を設定

2

法人基盤の強化

- (1) 重点目標の実現に向けた事業間連携を高めるため、「事業連携系PT」を4つ設置
- (2) 法人基盤の強化をすすめるため、「組織基盤系PT」を3つ設置

達成状況(平成31年2月現在)

〈「災害に強い福祉」推進事業〉

- (1) 28年度に「災害時における要配慮者のニーズと支援対策に関する区市町村アンケート」、30年度に種別を横断した「都内福祉施設・事業所における災害時の利用者ならびに地域の高齢者、障害者、子ども等への支援に関するアンケート」を実施し、1,020施設が回答し、東京の特性をふまえた課題を把握しました。
- (2) 災害時における要配慮者支援の70事例を掲載した「災害に強い福祉 実践事例ポータルサイト」を開設しました。
- (3) 施設部会、社協、職能団体等による「東京都災害福祉広域支援ネットワーク推進委員会」を設置・運営しました。
- (4) 「東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議」で第1期プランの取組みを推進し、ネットワークの強化をすすめました。



達成状況(平成31年2月現在)

〈地域福祉推進委員会ならびに施設部会連絡会の強化〉

- (1) 29～30年度の2か年にわたり、「東京らしい地域共生社会づくり」をテーマに検討を行いました。
- (2) 施設部会連絡会では、「社会福祉法人制度改革への対応」「人材確保育成」「地域公益活動」「大規模災害への対応」を共通課題にし、部会間で情報を共有しました。

〈法人基盤の強化〉

- (1) 「地域共生社会の推進」「福祉人材の確保・育成・定着の推進」「福祉の魅力の可視化と情報発信の推進」「『災害に強い福祉』の推進」について事業間の協働に取組みました。
- (2) 「経営強化」「職員育成・評価」「リスク管理」の3つを重点課題として検討をすすめました。「職員育成・評価PT」では、東社協の役割を発揮するための「あるべき職員像」を定め、職員育成に活かすこととしました。

3

平成31年度(2019年度)からの3か年 東社協中期計画における「めざすべき地域社会」

東社協の基本的な役割③ ネットワークの構築・協働と幅広い参加の促進
幅広く多様なネットワークを構築するとともに、その協働をすすめる役割

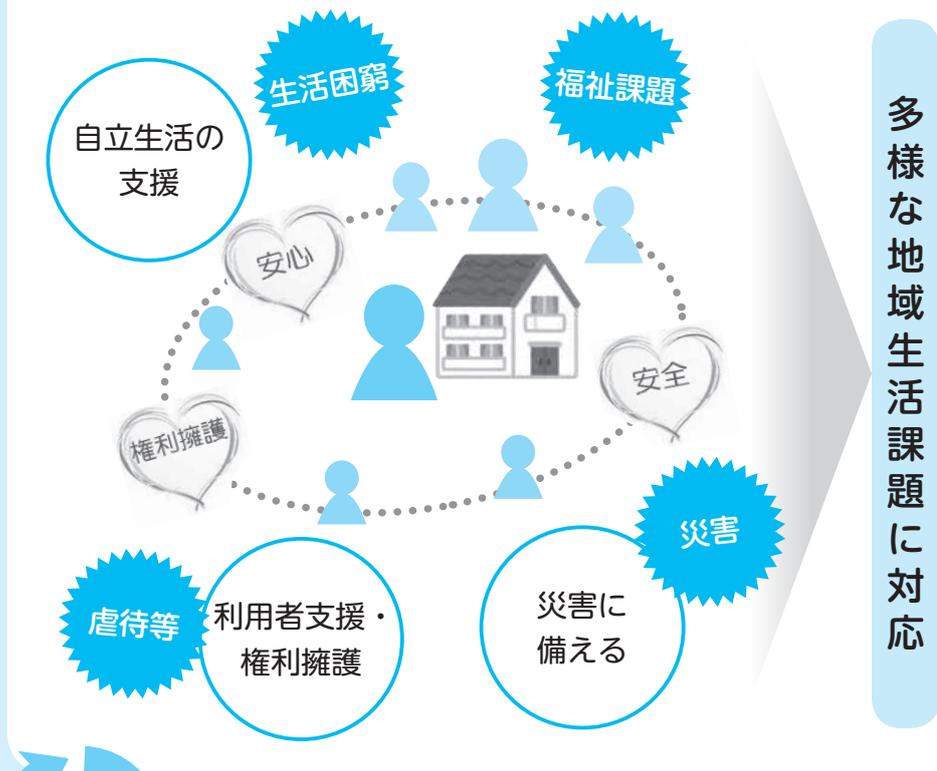
東社協の基本的な役割① 安全・安心と権利擁護、自立生活支援の推進
都民の安全・安心を高め、権利擁護と自立生活の支援を推進する役割

めざすべき地域社会の姿

東京の多様性を活かし、それぞれの地域生活

- 1 東京ならではの多様な暮らしを認め合い、気づき育ち合える地域社会
- 2 誰もがライフステージに見通しを持って暮らせる地域社会
- 3 一人ひとりの権利が尊重され、日ごろから安全と安心を高め続ける地域社会

一人ひとりが安心して見通しをもって暮らせる



東社協の基本的な役割⑤ 情報発信と提言
東京の福祉課題の実態を把握して、その解決策を提案し、

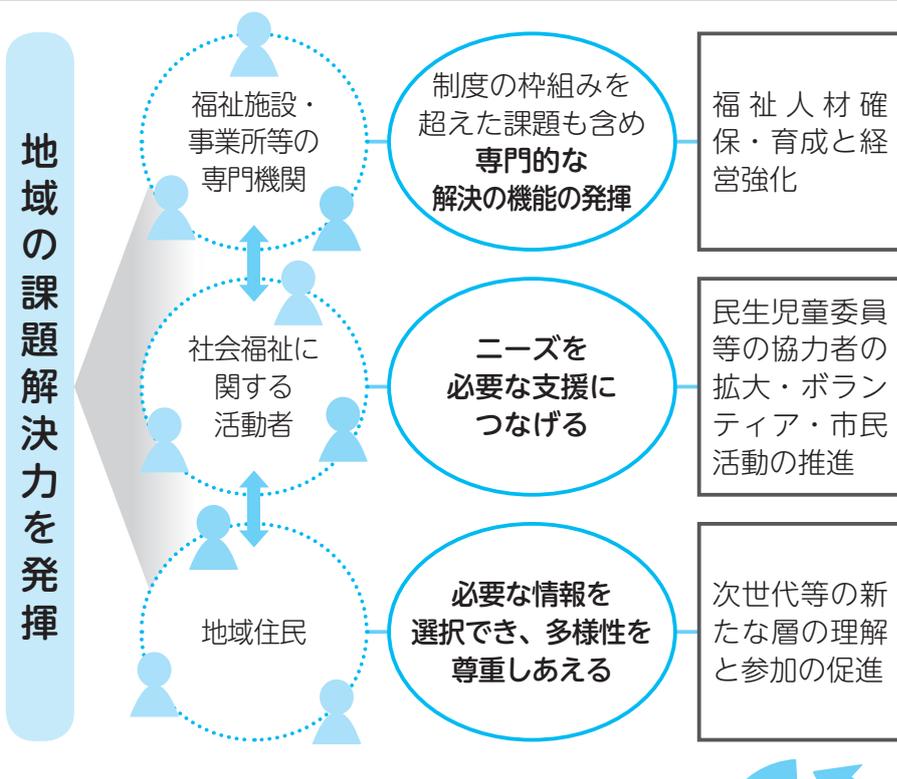
の姿と東社協の基本的な役割

東社協の基本的な役割④ 地域の取組みの支援と普及
 区市町村社協等と協働し、各地域の取組みを推進する役割

課題を主体的に解決できる地域共生社会

- 4 専門機関から地域住民までが協働して福祉基盤をつくり上げる地域社会
- 5 それぞれの地域におけるニーズに対する主体的な解決策を開発する地域社会

誰もが福祉力を高めて地域の課題を主体的に解決できる



解決に向けた動きを構築する役割

東社協の基本的な役割② 福祉水準の向上を支える基盤の強化
福祉水準を向上させるための経営基盤や人的な基盤の強化をすすめる役割

I 平成31年度(2019年度)からの東社協中期計画の策定にあたって

II めざすべき地域社会の姿と東社協の役割

III 共通目標と重点目標・協働推進事業

IV 部室の中期目標と全ての事業における中期目標

資料編

4 東社協におけるこれまでの中期計画

第1次中・長期計画(平成5～14年度)

- (1) 総合企画機能、政策提言機能の強化
- (2) 多様な福祉活動に対する条件整備の一層の推進
- (3) 区市町村社協への支援機能の強化
- (4) 関連領域との連携の推進
- (5) 計画遂行のための東社協の活動基盤の強化

福祉八法改正をふまえ、地域福祉推進の強化と総合企画機能の発揮をめざした。

第2次中・長期計画(平成12～16年度)

- (1) 東社協会員制度・会員組織の再編
- (2) 東社協事業と財政(再構築・新規事業)

介護保険制度の導入をふまえ、多様な主体が参画する新たな会員制度と協議の場の構築をめざした。

会員のための活動を行う団体としてのイメージではなく、都民・利用者の福祉の向上をめざす団体としての評価を得る取組みをすすめる必要があった。(平成17～20年度)

東社協3か年アクションプラン(平成19～21年度)

- (1) アクションプラン(13事業)
- (2) アクションプランを推進するための基盤整備

「利用者本位」を軸に「ウィングを広げる」をキーワードに都民や企業の福祉参加の促進をめざした。

東社協 新3か年計画(平成22～24年度)

- (1) 社会的に広く取組みが求められている課題への対応(4事業)
- (2) 福祉人材の定着・育成の取組み(4事業)
- (3) 地域における諸課題への対応(1事業)
- (4) 都民の福祉参加と理解の促進(1事業)
- (5) 部会および連絡会活動の充実と強化(1事業)

リーマン・ショック後に「福祉基盤」を改めて強化することと、「待機児」「子どもの貧困」「退院後の高齢者」などの社会問題の解決に東社協が役割を果たせることをめざした。

東社協 第3期3か年計画(平成25～27年度)

- (1) 社会的に広く取組みが求められている課題への対応(4事業)
- (2) 福祉人材の確保・育成の取組み(3事業)
- (3) 地域における諸課題をふまえた取組み(1事業)
- (4) 新たな時代に対応した福祉情報の発信と参加の促進(1事業)
- (5) 災害時の福祉施設における地域の要援護者支援の構築(1事業)

引き続き、「福祉基盤」を改めて強化することとした。部会活動と連携するとともに、地域福祉コーディネーターが育ってきた区市町村社協と一体となって課題解決に取り組むことをめざした。

東社協 中期計画(平成28～30年度)

- (1) 重点目標①協働を進め、ニーズを見逃さずに解決できるしくみづくり
- (2) 重点目標②地域の福祉力を高めるための福祉人材の確保・育成・定着と地域社会の担い手づくり
- (3) 重点目標③災害に強い福祉の備わった地域づくり
- (4) 法人基盤強化

「めざすべき地域社会の姿」を設定のうえ、「協働を進め、地域の課題解決力を高める」を共通目標にした。また、重点目標のもと、「全事業に中期目標」を設定するとともに、「東社協の法人基盤の強化」に取り組んだ。

平成31年度(2019年度)からの3か年

東社協 中期計画

—東京の多様性を活かした“地域共生社会づくり”の推進—

発行：平成31年(2019年)3月



〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1

☎03(3268)7171 Fax03(3268)7433

<http://www.tcsw.tvac.or.jp>

